



平成 24 年度
自己点検・評価報告書

平成 25 年 10 月 22 日
武蔵野音楽大学

目次

第1 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
第2 沿革と現況	4
第3 基準に基づく自己評価	
基準Ⅰ 使命・目的等	6
基準Ⅱ 学修と教授	15
基準Ⅲ 経営・管理と財務	48
基準Ⅳ 自己点検・評価	64
基準Ⅴ 演奏活動	71
基準Ⅵ 社会連携	75

第1 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 武蔵野音楽大学の建学の精神・基本理念

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を「和」と定め、「音楽芸術美の探究」を基本理念とし、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校は、各種学校として武蔵野の地（現在：東京都練馬区）に昭和4年に創設された。

創立者福井直秋は、西欧音楽の美に深く感動し、この音楽美の探求には西欧の歴史、文化そして思想を含めた音楽の正しい理解が不可欠であると確信した。それまで長年にわたり音楽教育に従事してきた創立者にとって、音楽芸術の研鑽ならびに教養に裏付けられた人間形成すなわち人格と感性の陶冶は、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ち続けたが、当時はそのような理想的な教育を実践する場は究めてまれであった。本学の開設には、創立者による学校の設立を強く懇請した多くの学生たちと創立者の熱意に共鳴する教職員が深く関わっており、さらに善意ある無私の協力と共通理念の具体化を願う一人一人の物心両面にわたる「和」により、本学の創設は現実のものになった。

創立時には学生たちが率先協力して校地の選択から校名や校章の決定、そして校舎建設用地の整地作業までも自らの手で行ったと記録されており、「和」のところがあらゆる活動の原動力となるとの信念から、これを建学の精神と定めたのである。

創立時の各種学校から専門学校を経て大学へと発展し続けた80余年にもおよぶ校史の中で、この建学の精神は、本学の原点として現在に至るまで脈々と受け継がれ、また本学が直面したさまざまな困難をも克服し発展し続ける源となっている。

建学の精神は、教員同士あるいは職員同士だけでなく、教員と職員との相互の信頼関係の中にもしっかりと根付いており、本学での教学面ならびに管理運営面での力強い推進力となっている。今日、高等教育の場では教育の質の保証が求められており、特に本学の教育方針の一つである「人間形成」に関しては、教員と職員との連携・協調に基づく教育活動が不可欠となる。「和」のころは、創立以来、本学における教員と職員のゆるぎない信頼関係の礎となっており、このような信頼関係が、教員と職員との強固な連携・協調活動を担保しているのである。

2. 武蔵野音楽大学の使命・目的

本学では、建学の精神を「和」とし、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、真に音楽芸術美を究める人間性豊かな人材を育成し、広く我が国の文化芸術の発展に寄与することを使命・目的にしている。本学学則第1条では「本大学は、建学の精神「和」の心を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及びその応用的能力を展開して社会の要請に応える人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。本学大学院学則第4条第1項では「修士課程は、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は研究者として必要な高度の能力を養うことを目的とする。」、同条第2項では「博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、そ

の理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家並びに研究者を養成することを目的とする。」と定めている。

加えて、上記の使命・目的を達成するために備えなければならない徳目として、礼儀 (Propriety)、清潔 (Purity)、時間厳守 (Punctuality) の3つの励行を『3P主義』と呼び、本学関係者 (本学の教職員ならびに学生) が日々実践すべき生活の規範としている。

3. 武蔵野音楽大学の個性・特色

ここで本学の建学の精神と基本理念に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」、そして実践的規範である「3P主義」を改めて取り上げ、いかなる観点から人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性及び特色を明らかにしたい。

(1) 「音楽芸術の研鑽」

「音楽芸術の研鑽」の特色は、音楽の技術的修練だけでなく音楽芸術の正しい理解を伴ったものでなければならないという点にある。本学での「音楽芸術の研鑽」とは、知性と感性そして技術をとともに磨き、真の芸術としての音楽の美を探求することにほかならない。

具体的には、音楽芸術の研鑽過程で、

- ① 演奏または創作に関わる専門技術ならびにそれを支える高度な音感などの専門能力の修得を図ること。
- ② 専門に関わる音楽理論、音楽史などの基礎的知識を適切に教授すること。
- ③ 音楽美の探求には、広い視点からの考察が必要であることから、教養教育 (教養科目、外国語科目、保健体育科目など) を積極的に教授すること。
- ④ 以上の芸術的研鑽を通じ、学生の芸術的想像力と思考力を十分に育むこと。
- ⑤ 芸術の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指し真摯に音楽に取り組む学修意欲を引き出すこと。

などが必要である。

また、専門教育の学修過程においても、大学設置基準に則った教育課程を基礎に工夫・改善を加えながらそれらを真摯に実施した上で、コンサートやオーディションなどの実践活動への積極的な取り組みを奨励し、また校外学修などの音楽活動の実体験を積ませることが不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、コンサートなどの企画・運営を志す者などもまた同様に、さまざまな志を抱いた学生たちが集い、それぞれの頂点を目指して互いに切磋琢磨しながら知性と技術を磨き、真の芸術としての音楽美の探求に真剣に取り組んでいる。これらの学生たちが学園を巣立ち実社会に出て、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、我が国の音楽文化の質の向上とそれを支える強い意志と広い土壌の形成に大きく寄与していくものと確信している。両者をとともに追求することが本学の建学の精神と教育理念を、現時点だけでなく将来に生かす道であると考え。

(2) 「人間形成」

「人間形成」は、前述の「音楽芸術の研鑽」と表裏一体の関係にある。多くの先人や識者が述べるように、芸術の探求は高潔な人格と結びつくものであり、究極のところ「人間形成」と一致すると言うことができるからである。

しかし、これはあくまでもあるべき理想の姿であり、大学教育が成長段階にある学生への専門的能力の教授研究ならびに高い教養を培い、人格の完成を目指すものとするなら、本学では専門教育としての「音楽芸術の研鑽」と人格の完成を目指す「人間形成」とを便宜上分け、それぞれに相応の具体的な教育、指導上の施策を講ずることが、より現実的かつ妥当な方策であると考えられる。

「人間形成」について創立者は、「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響されることは、今さら言うまでもない。この人間性が裏付けされるのは、多くは一般教育であることを考えれば、音楽をするものがこの一般教育をいかに重視すべきかは、自ら明瞭となるであろう。なるほど音楽大学である以上音楽を第一義的に考えるのは申すまでもないが、しかし一般教育を無視した音楽第一主義であってはならない」と述べている。ここでの一般教育を、美学、哲学、倫理学、外国語など現行の教養教育と読みかえれば、これが本学の「人間形成」教育の一つの重要な柱をなすことは明らかである。

しかし、「人間形成」教育は教育課程の中でのみ完結するものではなく、むしろ学校行事、部・同好会活動などの課外活動、あるいは学生の自主的活動など、平素の大学生活の一端一端からも学ぶべき多くのものがある。本学では課外活動、学校行事、そして学友会の活動などを積極的に振興・支援し、これらの活動を通じて指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の向上と、その確かな基盤の形成に寄与することを願っている。

(3) 「3P主義」

本学では、建学の精神「和」に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に即した教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重とを重視するとともに、平素の身近な生活において、礼儀 (Propriety)、清潔 (Purity)、時間厳守 (Punctuality) の3つを「3P主義」と呼び、学生のみならず教職員にも学園生活の規範として実践することを求めている。「礼儀」とは、日々の挨拶から始まり、マナーの徹底を図ることであり、「清潔」とは、環境面だけでなく精神面での清潔を求めるもので、さらに「時間厳守」とは、実生活上での約束事の遵守の第一歩であると位置づけている。平成14年の中央教育審査会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、新しい時代に求められる教養の一つの要素として、礼儀作法をはじめとした形から入ることによって、身体感覚として身につけられる「修養的教養」が重要な意義を持つとされている。これら身体感覚として身につけられる「修養的教養」が一般に言われるところの教養教育と同じかどうかは、議論の分かれるところである。創立者は、「この三つの実践目標だけで直ちに教養云々と口に出すべきではない」と語っているが、本学では比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣として品性化することが、やがて音楽するものの人格完成への第一歩であると信じ、日々これに努力を傾けているところである。

第2 沿革と現況

1. 武蔵野音楽大学の沿革

昭和 4 年	2 月	武蔵野音楽学校（各種学校）設立認可、福井直秋校長に就任
昭和 7 年	5 月	財団法人および専門学校令による武蔵野音楽学校設立認可 福井直秋理事長・校長に就任
昭和 18 年	1 月	教員無試験検定取扱い許可学校に指定
昭和 24 年	2 月	武蔵野音楽大学音楽学部設置認可、福井直秋学長に就任
昭和 25 年	3 月	短期大学部第 2 部設置認可 福井直弘短期大学部学長に就任
昭和 26 年	2 月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更 福井直秋理事長に就任
	5 月	大学別科設置認可
昭和 27 年	2 月	短期大学部第 1 部設置認可
昭和 28 年	3 月	大学および短期大学部に専攻科設置認可
昭和 29 年	11 月	教育職員免許法に定める課程（教職課程）認定
昭和 33 年	1 月	音楽学部第 2 部設置認可
昭和 35 年	10 月	江古田キャンパスにコンサートホール「ベートーヴェンホール」竣工
昭和 37 年	5 月	福井直弘学長に就任
昭和 39 年	1 月	福井直俊理事長に就任
	3 月	大学院音楽研究科修士課程(器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻)設置認可
	4 月	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科修士課程開設
昭和 40 年	1 月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科増設認可
昭和 41 年	10 月	福井直弘理事長に就任
昭和 42 年	3 月	江古田キャンパスにコンサートホール「モーツァルトホール」竣工
	10 月	江古田キャンパスに「楽器博物館」開設
昭和 44 年	3 月	大学院音楽研究科修士課程の音楽学専攻、音楽教育専攻増設認可
昭和 46 年	7 月	入間キャンパス開設
昭和 51 年	4 月	音楽学部入間キャンパスにて授業開始
	12 月	入間キャンパスに「図書館・楽器博物館棟」竣工
昭和 54 年	10 月	入間キャンパスにコンサートホール「バッハザール」竣工
昭和 56 年	10 月	福井直俊理事長に就任、福井直敬学長に就任
昭和 58 年	1 月	短期大学部第 1 部・第 2 部を廃止し、音楽学部を拡充改組の認可
昭和 60 年	3 月	大学院音楽研究科修士課程収容定員変更認可
平成 5 年	1 月	武蔵野音楽大学パルナソス多摩（音楽研修施設）開設 コンサートホール「シューベルトホール」竣工
平成 10 年	2 月	福井直敬理事長に就任
平成 12 年	2 月	教育職員免許法に定める課程（教職課程）「再課程認定」
平成 15 年	4 月	大学院音楽研究科修士課程収容定員変更
平成 16 年	4 月	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程開設
平成 18 年	4 月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科開設、音楽学部収容定員変更

武蔵野音楽大学

平成 18 年	4 月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定 (東京都教育委員会)
平成 19 年	4 月	音楽学部音楽環境運営学科開設、学芸員課程開設
平成 20 年	4 月	音楽学部収容定員変更
平成 22 年	4 月	音楽学部収容定員変更
平成 23 年	4 月	武蔵野音楽大学別科再開

2. 武蔵野音楽大学の現況 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

- ・大 学 名 : 武蔵野音楽大学
- ・所 在 地 : 江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢 1-13-1
入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神 728
パルナソス多摩 〒206-0033 東京都多摩市落合 5-7-1
- ・大学の構成 : 音楽学部
器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽学学科・音楽教育学科
ヴィルトゥオーソ学科・音楽環境運営学科
大学院音楽研究科博士課程
博士前期課程 (修士課程)
器楽専攻・声楽専攻・作曲専攻・音楽学専攻・音楽教育専攻
博士後期課程 (博士課程)
音楽専攻 (器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の 5 研究領域)
大学別科
- ・学 生 数 : 学生数 (1,539 人)
大学 (1,268 人)、大学院 (162 人)、別科 (109 人)
- ・教 員 数 : 教員数 (358 人)
専任教員 (132 人)
教授 (66 人)、准教授 (34 人)、講師 (32 人)
兼任教員 (226 人)
特任教授 (2 人)、特任准教授 (1 人)、講師 (223 人)
- ・職 員 数 : 職員数 (144 人)
専任 (134 人)、嘱託 (3 人)、パート (7 人)

第3 基準に基づく自己評価

基準Ⅰ 使命・目的等

Ⅰ-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《Ⅰ-1の視点》

Ⅰ-1-① 意味・内容の具体性、明確性、文章の簡潔性

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅰ-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園は、学校法人武蔵野音楽学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条に「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行い、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と設置の目的を定めている。そして、これを基に大学音楽学部および大学院音楽研究科博士前期課程（以下「修士課程」という。）、同博士後期課程のそれぞれの教育研究目的を次のとおり定めている。

A. 武蔵野音楽大学学則第1条

大学の目的を、「本大学は、建学の精神「和」の心を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及びその応用的能力を展開して社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と明記している。

B. 武蔵野音楽大学大学院学則第4条

第1項 「修士課程は、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は研究者として必要な高度の能力を養うことを目的とする。」

第2項 「博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術を更に深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家並びに研究者を養成することを目的とする。」とそれぞれ明記している。

本学園創立者福井直秋が学校設立に踏みきった強い思いは、自らがその美に触れて感動した西洋音楽の理解を深め正しい理解の促進とその普及であり、厳しい修練を通して芸術の神髄を求めるとともに、それと併せて豊かな人格の育成を願う理想の音楽教育を実現しようとする強い信念であった。その熱意に共鳴する教職員と善意あふれる人々の無私の協力とによって学校設立は実現した。創立者はこの情熱の発露を「和」の心と呼んで、これを建学の精神と位置づけ、「音楽芸術美の探究」すなわち「音楽芸術の研鑽と人格の練磨は、互いに相高めあうもの」を基本理念に、教育方針「音楽芸術の研鑽」と併せて「人間形成」を掲げた。

このように設立の由来からして本学園の使命・目的は明確で、この使命・目的に基づいて、大学（学部）及び大学院のそれぞれの課程が果たすべき役割を念頭に置いたうえで、

教育水準の順次性・到達度を踏まえたそれぞれの課程の教育目的を各学則に規定している。

C. 簡潔な文章化

学園創立者福井直秋が学校設立に踏み切った強い思いは、西洋音楽に対する正しい理解の促進とその普及、ならびに厳しい修練を通して求められる芸術の神髄の探求であり、そしてその設立を可能にしたものが関係する人々の無私の協力と団結の力であった。これらの思いをもとに、建学の精神を「和」と位置づけ、教育方針を「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」という簡潔な文言をもって文章化した。また、大学及び大学院の教育目的においても、建学の精神と教育方針に基づき、それぞれの課程において求められる教育水準を踏まえた文言をもって簡潔に文章化している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

これまで、音楽学部の教育目的は、学則第1条に定める大学の目的及び使命をもって音楽学部の教育目的としていたが、学則第1条に定める大学の目的及び使命は、音楽学部及び大学院音楽研究科の各課程の上位概念として位置づける教育目的である。従って、大学の目的及び使命を踏まえた音楽学部としての、また、大学院音楽研究科の各課程としての具体的な教育目的を設定する必要がある。

平成24年度の自己点検・評価委員会において、新たな音楽学部の教育目的ならびに大学院音楽研究科の各課程の教育目的について検討を行ったが、引き続き平成25年度も見直しを継続し、平成26年度に改訂後のそれぞれの教育目的を学則に定める計画である。

また、武蔵野音楽大学の教育目的・特性を踏まえ、新たに設定する音楽学部の教育目的が7つの各学科の教育目的にも反映されるよう、学科の目的についても併せて平成24年度から検討を行っており、平成25年度の見直しを経て平成26年度に各学科の目的についても改訂を図る予定である。

I-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《I-2の視点》

- I-2-① 武蔵野音楽大学としての個性・特色の明示
- I-2-② 法令への適合
- I-2-③ 変化への対応

(1) 事実の説明及び自己評価

I-2-① 個性・特色の明示

基準項目1-1で述べた、本学の建学の精神と基本理念に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」、そしてこれを達成するために備えなければならない徳目を「3P主義」（礼儀（Propriety）、清潔（Purity）、時間厳守（Punctuality））と呼び、本学関係者が日々実践すべき生活の規範としているが、これらをもとにどのような観点から人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性・特色を明らかにする。

A. 「音楽芸術の研鑽」

本学での「音楽芸術の研鑽」とは、音楽の技術的修練だけではなく、知性と感性そして技術をととも磨き、真の芸術としての音楽美を探究することにある。具体的には、音楽芸術の研鑽の過程で、①演奏または創作に関する専門技術ならびにそれを支える高度な音感などの専門能力の修得を図ること。②専門に関わる音楽理論、音楽史などの基礎的知識を適切に教授すること。③音楽の美の探求には、広い視点からの考察が必要であることから、教養科目、外国語科目、体育科目などを積極的に教授すること。④以上の芸術的研鑽を通し、学生の芸術的想像力と思考力とを十分に育むこと。⑤芸術の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指し真摯に音楽に取り組む学修意欲をひきだすこと。などが必要である。

専門教育の学修過程においても、大学設置基準に則った教育課程を基礎に工夫・改善を加え、真摯にこれを実施したうえで、コンサートやオーディション等の実践活動への積極的な取り組みを奨励し、また校外学修などの音楽活動の実体験を積ませることが不可欠である。

以上のような観点により真の芸術としての音楽美の探究を通して切磋琢磨し、学んだ学生たちは、演奏家を志す者、作曲家、音楽教育家、研究者、コンサートなどの企画・運営にあたる者など様々な志を持った者へと育ち、わが国の音楽文化の振興に寄与するものと考えている。

B. 「人間形成」

本学創立者は「人間形成」について、大要次のように述べている。「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響される。この人間性の多くは一般教育によって裏付けされる。音楽大学において一般教育を無視した音楽第一主義の教育であってはならない」と、この一般教育を、美学、哲学、倫理学、外国語など現行の教養教育と読みかえれば、これが本学の「人間形成」教育の一つの重要な柱となっている。この「人間形成」教育は教育課程の中でのみならず、学校行事、部・同好会活動などの課外活動あるいは学生の自主的活動等、平素の大学生活における様々な活動の中からも学ぶべき多くのものがある。

本学では課外活動、学校行事、学友会の活動などを積極的に振興・支援し、これらの活動を通して幅広い知識と教養、豊かな感性と品格を備えた人材を育成し、わが国の文化芸術の向上と、その豊かな基盤の形成に寄与したいと考えている。

C. 「3P主義」

建学の精神「和」に基づく教育方針の一方の柱である「人間形成」教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重を重視するとともに、平素の身近な生活において「3P主義」を学生、教職員に学園生活の規範としてその実践を求めている。

「礼儀」とは日々の挨拶から始まりマナーの徹底を図ることであり、「清潔」とは環境の面だけでなく精神面での清潔を求めるもので、さらに「時間厳守」とは実生活上での約束事の遵守の第一歩であると位置づけている。創立者は「これだけ（3つの規範）で、直ちに徳育云々を口にすべきではないが、」と語っているが、本学では比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣として品性化することが、やがて音楽を志す者の人格完成への第一歩であると考え日々これに努力している。

I-2-② 法令への適合

A. 本学園の使命・目的

学校法人武蔵野音楽学園寄附行為（以下「寄附行為」と言う。）第 3 条に「教育基本法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心ならびに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行い、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めており、これは教育基本法第 1 条の「教育の目的」ならびに私立学校法第 30 条の学校法人設立の申請、同 31 条の寄附行為の認可に関する規定に適合している。

B. 大学の教育目的

武蔵野音楽大学学則第 1 条に「本大学は、建学の精神「和」の心を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及びその応用的能力を展開して社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めており、これは学校教育法第 83 条で定める大学の目的に適合している。

C. 大学院の教育目的

武蔵野音楽大学大学院学則第 4 条第 1 項に「修士課程は、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は研究者として必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と、また同条第 2 項に「博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術を更に深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家並びに研究者を養成することを目的とする。」と定めており、これは学校教育法第 99 条で定める大学院の目的に適合している。

I-2-③ 変化への対応

本学は、昭和 24 年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の 3 学科の組織でスタートした。その後昭和 40 年、音楽学学科、音楽教育学科の 2 学科の増設が認可され（以下「本 5 学科」という。）、以来 40 年間「本 5 学科」の組織で教育研究を行ってきた。また、近年の社会的要請に伴い、平成 18 年には、器楽及び声楽の実技教育に重点を置き、特に演奏家の育成を目指したヴィルトゥオーソ学科を、平成 19 年には、芸術文化活動を支える幅広いプロデュース能力とマネジメント能力を持つ人材の育成を目標とした音楽環境運営学科を開設した。以上の学科のほかに、資格取得課程として、昭和 29 年に「本 5 学科」の学生を対象とした教員免許課程を、平成 19 年に音楽環境運営学科の学生を対象とした学芸員課程を開設した。

大学院にあっては、昭和 39 年に、大学院音楽研究科修士課程の設置認可を受け、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の 3 専攻の組織でスタートした。その後昭和 44 年、音楽学専攻と音楽教育専攻の設置が認可され、以来学部の「本 5 学科」に基礎をおく修士課程の 5 専攻の組織で系統立った教育研究を積み上げてきた。平成 16 年には、修士課程における 40 年に及ぶ教育研究の実績を経て、修士課程の 5 専攻に対応した音楽専攻（5 研究領域）1 専攻を置く博士後期課程を設置した。さらに平成 22 年、音楽学部ヴィルトゥオーソ学科

で履修している学生が引き続き高度な教育研究を継続することができるように、修士課程器楽専攻および声楽専攻にヴィルトゥオーソコースを開設した。これにより、学士課程、修士課程、博士後期課程までの一貫した教育研究を可能にする教育研究組織を整備することが出来た。

また、昨今知識基盤社会の中で生涯にわたって学び続ける、いわゆる生涯学習への社会的ニーズの高まりに応えるべく、募集停止をしていた武蔵野音楽大学別科を、平成 23 年度から再開した。

以上のように本学は、時代の変遷とともに、より高度なそしてより多様な社会的変化の要請を受け、本学の使命・目的に基づいて、大学及び大学院のそれぞれの課程が果たすべき役割を念頭に置いたうえで、教育研究組織の改革、拡充を行い変化への対応を図っている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

本学関係者が日々実践すべき生活の規範としている礼儀、清潔、時間厳守の「3P 主義」は、本学の建学の精神と基本理念に基づく教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を達成するために、学生、教職員全ての者が備えなければならないとする本学固有の個性・特色をあらわす徳目である。この「3P 主義」教育については平成 20 年度の認証評価において、「実践面からの人間形成の取り組みとして高く評価できる。」と評価され、また、「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成 15 年 2 月 中央教育審議会答申）の中で、教養教育について「教養を形成する上で、礼儀・作法をはじめとして型から入ることによって、身体感覚として身につけられる「修養的教養」は重要な意義をもっている。このためにも、私たちの思考や行動の規範となり、教養の基盤を形成しているわが国の生活文化や伝統文化の価値を改めて見直す必要がある。」（抜粋）と述べられている。

以上のことを踏まえ、本学の個性及び特色である「3P 主義」について、これを大学の目的・使命の中を含め、平成 25 年度から明文化する計画である。

I-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《I-3 の視点》

- I-3-① 役員、教職員の理解と支持
- I-3-② 学内外への周知
- I-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- I-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 事実の説明及び自己評価

I-3-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神と基本理念、使命・目的は、毎年 3 月実施の職員研修会、4 月実施の「全教員（専任・兼任）・主任（事務・技術職員）以上会議」（以下「全教員・主任以上会議」という。）における理事長・学長講話において、重要事項として本学の建学の精神とともに、基本理念そして使命目的について必ず言及し、その徹底を図っている。特に職員研修会に

においては、管理運営者である各部長および図書館・博物館長（以下「部館長」という。）の統括のもとに部署別研修を行い、その際にも建学の精神・大学の基本理念、使命・目的を踏まえた各部署の業務のあり方等を討議し、理解の徹底を図るとともに業務への反映を期している。

学園としての中期計画、事業計画の策定等において、また、教育研究に関する学科、課程の新設や学則の改訂、カリキュラムの改訂等を行うに際し、理事会は学園の最高の意思決定機関として建学の精神・大学の基本理念、使命・目的を踏まえて十分な審議を経た上で最終決定を行っており、これらの機会を通して役員の理解と支持を得ている。

I-3-② 学内外への周知

教職員に対しては、I-3-①で述べたとおり職員研修会、「全教員・主任以上会議」における理事長・学長の講話、ならびに部署別研修において建学の精神・大学の基本理念、使命・目的の周知を図っている。

学生に対しては、入学式、年度初頭のガイダンス、卒業式等の学校行事また教養教育等の授業の際に、建学の精神・大学の基本理念、使命・目的等について説明し周知を図っている。さらに、学友会活動、課外活動、寮生活等を通して常にこのことに触れるとともに、実践すべき生活規範としての「3P主義」の指導に努めている。

その他、印刷物による手段として、学則を掲載している学生便覧、大学要覧、入学試験要項、シラバス、学生の生活ガイド冊子「学生生活」、広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」、「武蔵野音楽大学 Q&A」、さらにウェブサイト上の学長メッセージなどで周知を図っている。

保護者、卒業生、その他学外関係者に対しては、前述の印刷物の送付やウェブサイトによるほか、保護者には「武蔵野音楽大学後援会役員会」で、また卒業生には「武蔵野音楽大学同窓会」各道府県支部総会に大学職員が出席し周知を図っている。

I-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学園は、「音楽芸術美の探究」を基本理念とし、これを達成するための教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げ、I-2-②Bで述べた大学の教育目的、I-2-②Cで述べた大学院の教育目的を定めて教育研究を行っている。この本学園の基本理念に基づいた使命・目的及び大学の教育目的は、下記のとおり中期計画に反映されているとともに、3つの方針（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針、）に対しては平成24年度に改めて方針の内容を検討し、平成25年度の見直しを経て、平成26年度に明確に設定する段階で反映させることとした。

A. 中期計画への使命・目的及び教育目的の反映

本学園では、平成25年度からの5年間にわたる中期計画を平成24年度に策定し、その計画の冒頭において、計画の目的を「本学園の建学の精神と基本理念ならびに使命・目的に基づき、教育・研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に実現することにより、もって公的機関としての学園の安定的な経営の発展を図ることを目的とする。」と定め、平成25年2月開催の理事会において承認を得た。その中期計画の内容は、建学

の理念、使命・目的を十分に踏まえた計画の内容となっている。

B. 3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の3つの方針は平成24年度において、数次にわたる自己点検・評価委員会において検討が進められた。この方針は、平成25年度においてさらに大学運営委員会、教授会等諸審議機関の審議を経て正式なものとなる予定である。平成24年度に検討が進められた3つの方針案の内容は次のとおりであり、本学園の基本理念に基づいた大学の教育目的、学部の目的が反映される形となっている。

a. 入学者受け入れの方針

本学の建学の精神「和」と教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」とに共感し、実技科目、共通科目、面接による入学試験を行い、以下のような学修意欲と能力を備えた者を選抜し受け入れる。

- 1 音楽を学び深めることにより音楽の美を探究する意欲のある者。
- 2 専攻の学修に必要な基礎学力と実技能力を備えた者。
- 3 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい豊かな人間性を有する者。

b. 教育課程編成・実施の方針

本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」とを踏まえ、音楽学部各学科に固有の専門科目、共通基礎専門科目、共通教育の科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目）を柱とし、各学科の教育目的に適うよう、以下のようにカリキュラムを編成する。

- 1 各学科の主たる専門科目は学年制とする。また、教養科目は全学年を通して履修できるよう編成する。
- 2 教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定め、かつ3年次への進級に際しては履修すべき単位を定めた進級基準を設ける。
- 3 学修目的・進路等の変更に柔軟に対応するため、転科試験により、器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5学科への転科は3年次に、ヴィルトゥオーソ学科への転科は2年次において、所属学科の変更を認める。
- 4 実技試験においては多数の試験委員により公正な評価を行うとともに、外国語科目、ソルフェージュ、和声については、統一試験により、厳格な成績評価を行う。
- 5 専攻実技については、様々な形態による公開の研究発表の機会を設け、実践的な体験を積み重ねて成果の向上を図る。
- 6 器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育各学科については、音楽教科の高等学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状を取得するための教員免許課程を、また、音楽環境運営学科については、学芸員の資格を取得するための学芸員課程を開設する。

c. 学位授与の方針

音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上の学修を通じて124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与する。

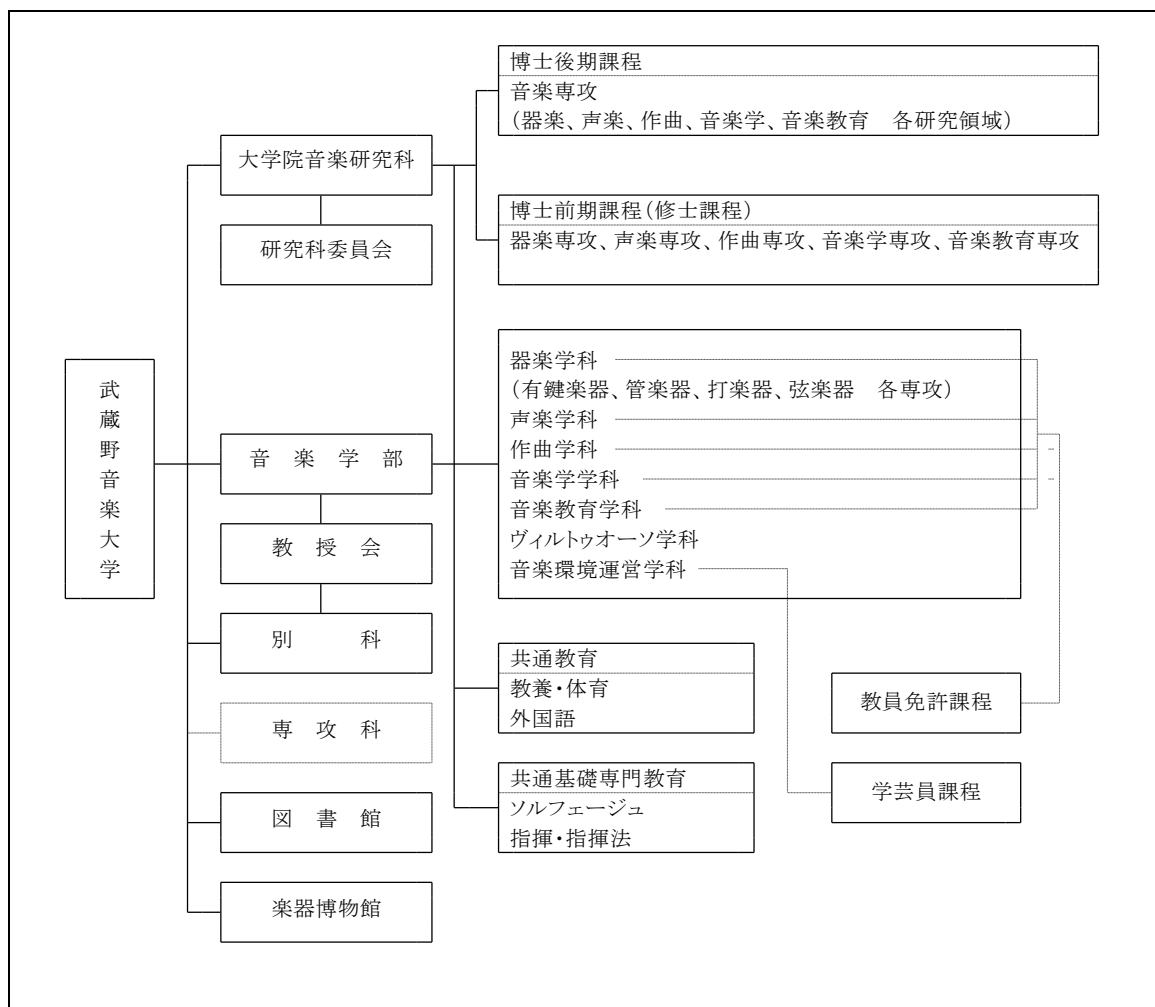
- 1 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（器楽・声楽学科では演奏能力、作曲学科では創作能力、音楽学学科では研究能力、音楽教育学科では教育能力、ヴィルトゥオーソ学科では演奏家としての能力、音楽環境運営学科ではアートマネジメント能力）を身につけていること。
- 2 正課の授業および正課外での音楽芸術の探求や様々な学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけていること。
- 3 自ら考え、創造する力を育成し、複雑多様化する諸問題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけていること。

I-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的および教育目的は、評価の視点「I-1-① 意味・内容の具体性と明確性」の冒頭で述べているとおりであり、この使命・目的及び教育目的を達成するために、昭和24年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートした。それ以来、評価の視点「I-2-③ 変化への対応」でも述べているように、時代の変遷とともにより高度で多様な社会的変化の要請に応えるべく、本学の使命・目的、教育目的に基づいた教育研究組織の整備拡充を図ってきている。

現在における教育研究組織の構成は下図のとおりであり、学部として音楽学部、大学院として音楽研究科、そして武蔵野音楽大学別科、および附属機関としての図書館、楽器博物館で構成されている。また、学部および大学院を横断する組織として、共通教育および共通基礎専門教育の組織を置いている。学部は7学科、大学院の博士前期課程（修士課程）は5専攻、博士後期課程は1専攻5研究領域で構成されている。これらの学部、大学院および別科は、江古田および入間の2つのキャンパスで教育研究を行っている。また、この2つのキャンパスそれぞれに図書館および楽器博物館を置いている。なお、専攻科は現在学生募集を停止している。

教育研究組織の構成



(2) 改善・向上方策 (将来計画)

学則第 1 条で定める「大学の目的及び使命」について、本学の個性・特色である「3P 主義」教育を含めた文言の改訂を平成 25 年度に行う計画であり、また、基準 I-1 の改善・向上方策 (将来計画) で述べたとおり、その改訂後の「大学の目的及び使命」に基づく音楽学部および大学院音楽研究科各課程の教育目的も平成 24 年度の検討に引き続き平成 25 年度の見直しを経て、平成 26 年度に新たなものとして設定する予定である。これらの改訂作業と並行して、「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20 年 3 月 中央教育審議会答申) で答申された「学士課程教育の改革の実行に当たり、各大学が、教学経営において、3 つの方針を明確に示すことが最も重要である。」との趣旨に基づき、平成 24 年度に改めて本学の 3 つの方針について、既述のとおり全体的な見直し・検討を行った。これについても平成 25 年度の見直しを経て、平成 26 年度に正式に設定する予定である。

基準Ⅱ 学修と教授

Ⅱ-1 学生の受入れ

《Ⅱ-1の視点》

- Ⅱ-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- Ⅱ-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- Ⅱ-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-1-① 入学者受入方針の明確化と周知

A. 本学の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

入学者受入れ方針は、Ⅰ-3-③のB「3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映」のa「入学者受入れ方針」に記述しており、これに基づき学生募集や入学者の選抜を行っている。

B. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）の周知

上記入学者受入れ方針を受験生等に周知するため、「入学試験要項」に明記するほか、受験者、保護者を対象としたオープンキャンパス、夏期・冬期の受験講習会において詳細な説明を行っている。

さらに、全国各地で行っている学校説明会・教育実習校訪問、関東地区を中心に行っている進路説明会、江古田キャンパスで行っている管楽器・打楽器・弦楽器クリニック等においても、この方針を説明している。

また、本学のウェブサイト、MUSASHINO for TOMORROW（広報誌）等の広報媒体、あるいは同窓会の組織等を通じてこの趣旨を説明している。

Ⅱ-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学者選抜は、学長を委員長とする武蔵野音楽大学入学試験委員会のもとに学務部長を実施責任者とする入学試験業務本部を置き、全学的な実施体制で運営している。

実施に際しては、各入学試験の態様に応じて、実技・学科・面接等の試験委員が、入学者受入れ方針に沿って、公正かつ妥当な方法により行っている。

入学試験の方法および内容は以下のとおりである。

A. 学部

a. 指定校制推薦入学試験

本学の推薦入学試験は、入学実績のある高等学校を本学の推薦指定校とし、当該高等学校の校長が推薦し、かつ在学中の評定平均値が3.3以上である者を対象とし、入学試験を行っている。また指定校は当該指定校のカリキュラムを基に音楽高校と普通高校に区分して指定するとともに、受験に際しての免除科目について、受験生の履修状況を踏まえ音楽高校と普通高校の特性を考慮し異なった扱いとしている。

本試験が実施される対象の学科は、器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育・音楽環境運営の6学科であり、ヴィルトゥオーソ学科の試験は行われず。なお、志望できる学科は1学科のみとし、2学科を併願することはできない。

本試験の器楽学科または声楽学科の合格者がヴィルトゥオーソ学科を志望する場合は、あらかじめ一般入学試験A日程のヴィルトゥオーソ学科を受験することになる。その際の受験科目は、器楽学科または声楽学科の専攻実技の課題とヴィルトゥオーソ学科の専攻実技の課題のみとなる。

b. 附属高等学校からの推薦入学試験（特別推薦・附属高等学校推薦）

武蔵野音楽大学附属高等学校からの推薦制度としては、従来より在校中の成績が特に優秀な生徒を対象とした特別推薦（書類審査）で受け入れているが、平成25年度から現行の特別推薦に加え、新たに「附属高等学校推薦」制度を導入することとした。なお、この新制度の試験科目は受験希望学科に課せられた実技課題のみを受験させることとしている。

本試験が実施される対象の学科は、指定校制推薦入学試験の場合と同じ学科である。ヴィルトゥオーソ学科の試験は指定校制推薦入学試験と同じく、実施されない（ヴィルトゥオーソ学科の試験は、一般入学試験A日程でのみ行われる）。

なお、器楽学科または声楽学科を第1志望で出願する者に限り、第2志望として音楽教育学科への併願を認めている。

c. 一般入学試験A日程

7学科全ての受験が可能であり、試験科目は共通科目と学科・専攻別の科目を受験することになるが、外国語と国語については受験者の多様なニーズに対応し、本学独自の試験を受験するか、大学入試センター試験を利用するかについて出願時に選択できることとしている。前期の推薦入学試験では併願できないが、本試験では2つの学科を併願して受験することができる。

ヴィルトゥオーソ学科を志願する場合は、この学科が演奏家養成に特化していることの特徴を踏まえ、器楽学科または声楽学科の実技課題とヴィルトゥオーソ学科の実技課題の両方を課すことにより入学者を厳選している。

音楽教育学科のみを志願する場合の専攻実技は、器楽学科、声楽学科および作曲学科と異なる課題とし、受験者の負担を軽減している。また音楽環境運営学科の実技課題については、副科ピアノの受験を課しているが、この学科の目的が「芸術文化活動を支える幅広いプロデュース能力とマネジメント能力を持つ人材の育成」であることに鑑み、受験課題について見直しを行い、平成25年度から、従来課していた副科ピアノの受験を課さないこととした。

d. 一般入学試験B日程

一般入学試験B日程は、志願者に複数回の受験機会を提供することを目的として行っている。試験科目は基本的には上記一般入学試験A日程と同じであるが、共通科目の外国語と国語については大学入試センター試験を利用することとしている。

e. 外国人留学生入学試験

音楽学部の第1年次および第3年次への入学試験を認めている。第1年次志望の場合、日本国籍を有しない者で、外国において学校教育における12年の課程を修了し、その国において大学入学資格を有する者、そのほかこれと同等以上の学力があると認められた者を対象としている。また、第3年次志願の場合は、日本国籍を有しない者であり、外国において学校教育における12年の課程を修了し、さらに外国の大学において2年以上の音楽専門課程を修了した者、そのほかこれと同等以上の学力があると認められた者を対象としている。ただし、在留資格を有する者「永住者」を除く者を対象に入学試験を行っている。

試験科目は外国人留学生の特性を踏まえた試験科目・課題としているが、本学での授業は全て日本語で行っていることから、修学に支障のない程度の日本語能力を有していることを求めている。

f. 編入学・転入学入学試験

出願資格の審査に対しては、音楽大学の特性に鑑み、「包括認定」ではなく「科目認定」を主体として審査を行い、受験資格が認められた者に対し編入学・転入学の入学試験を行っている（入学時に認められた科目・単位数と卒業に必要な単位数との間に開きがある場合、編入後3年以上の修学を必要とする場合がある）。

なお、本学では編・転入学を対象とした特別のカリキュラムは編成していないため、通常の学部生と同じカリキュラムで学修することとなる（必要な場合は編入者のみを対象とした科目を開設している）。

g. 面接試験

本学では全ての入学試験において個人面接を行い、音楽芸術に真摯に取り組む意欲の有無を直接確認し選抜している。

B. 大学院

a. 修士課程入学試験

1. 器楽専攻（有鍵楽器・管楽器・打楽器・弦楽器）、声楽専攻、作曲専攻、音楽学専攻、音楽教育専攻

専攻別実技および専門科目、学科（基礎科目・外国語）、面接の各試験を行っている。なお器楽専攻および声楽専攻の中には学部のヴィルトゥオーソ学科に対応したヴィルトゥオーソコースを開設している。このコースは、特に専攻実技に重点を置き、一層高度な専攻研究を行うためのコースであるため、入学者の選考においては、単願・併願にかかわらず、器楽専攻あるいは声楽専攻に課せられた試験課題と、ヴィルトゥオーソコースに課せられた課題の両方を受験することとしている。なお、演奏家としての実践の研鑽に重点を置いていることから、本来の目的に鑑み修了時に修士論文の提出を課していない。

また、修士課程にあってはその専門性に鑑み、専攻間の併願は認めていないが、ヴィルトゥオーソコースが器楽専攻および声楽専攻の中のコースという区分で開設されていることから、同じ専攻内での併願を認めている。

2. 外国人留学生入学試験（修士）

日本国籍を有しない者で、外国において学校教育における16年の課程を修了した者、そのほかこれと同等以上の学力があると認められた者を対象としている。ただし、在留資格を有する者「永住者」を除く者を対象に入学試験を行っている。

試験科目は外国人留学生の特性を踏まえた試験科目・課題としているが、本学での授業は全て日本語で行っていることから、修学に支障のない程度の日本語能力を有していることを求めている。

b. 博士後期課程入学試験

音楽専攻（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5研究領域）の研究領域別に実技試験、作品審査、論文審査、研究領域共通科目（口述試験、外国語）、面接の各試験を行っている。

c. 面接試験

修士課程・博士後期課程の入学試験において個人面接を行い、音楽芸術に真摯に取り組む意欲と能力の有無を直接確認し、大学院学生として受け入れるに当たっての適性を判断している。

C. 大学別科入学試験

本学の別科は、正規学生とする。高等学校卒業（12年の学校教育修了者）以上の学力を有する幅広い年齢層を対象に受け入れを行い、音楽について基礎的な知識および技量の更なる向上を図ることを目的としている。入学試験科目は、実技課題および面接のみとし、学科目については試験を行っていない。

なお、これまでの入学志願者数の実績から、平成25年度には、入学定員を50名から80名に増員することとした。

II-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学志願者の募集活動とその方法・内容

a. 学部

入学志願者の募集活動は、江古田・入間の両校地におけるオープンキャンパス、各地方における学校説明会、受験講習会、管・打・弦の各楽器クリニック、上記参加者・学外の指導者等への募集案内、ウェブサイト、同窓会との連携等多面的に行っている。

b. 大学院

音楽学部の在学学生を対象とした大学院進学説明会を開催し、修士課程、博士後期課程の意義、修学内容について説明し、早い段階から大学院に進学することの動機付けを行っている。

B. 適切な学生充足管理

a. 学部

学部の収容定員・入学定員に対する在籍学生数については、18歳人口の急激な減少の影響もあり入学者数が減少していることから、これまでも入学定員の見直しを行い収容定員の適切な管理、ならびに新学科の開設等により学生確保に努めてきたが、本学の平成24年度の収容定員1,820名に対する在籍学生数は1,268名（平成24年5月1日現在）となっているため、平成25年度から学部の入学定員を440名から350名に減員することとした。

b. 大学院

1. 修士課程

修士課程の入学志願者数は、近年の少子化の傾向にもかかわらず、入学定員65名に対し例年90名程度の志願者がある。

また、収容定員130人に対する充足率をみると、平成24年度の在籍学生数は144人であり、また、平成24年度末までに確定した平成25年度の在籍学生数は143人となることから、収容定員に対する在籍学生の割合は平均で111%となっている。

2. 博士後期課程

博士後期課程の収容定員は30名であるが、この収容定員に対する在籍学生数の充足率は、平成24年度の在籍学生数が18人、また、平成24年度末までに確定した平成25年度の在籍学生数が18人であり、平均で53%となっている。博士後期課程の特性上、入学試験における厳しい選考基準により、入学者が抑制される状況にあるため定員の充足率は低くなっている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

入学志願者の募集活動はあらゆる機会を通じて行っているが、「江古田新キャンパスプロジェクト」の進行中という特殊事情があるため、入学を志願する生徒に対し、プロジェクトをより詳細に説明するとともに、本学の教育システム、授業料等の構成、入学後の充実した学生支援の内容等をより具体的に説明していくこととする。また平成24年度は夏期休暇中に初めての試みとして、オープンキャンパスを実施した結果、受験生、引率指導者、並びに保護者を含め多数の参加者があったことから、次年度以降もこの時期にオープンキャンパスを継続して実施していく。

18歳人口の減少傾向は続くものと予測されており、収容定員に対する充足率を安定的に確保していくための継続的かつ組織的な募集努力を行うとともに、収容定員の変更についても検討を行う。また、平成25年度から新たに導入した「附属高等学校推薦」制度により、附属高等学校からの入学者の安定的な確保を図っていく。

平成26年度の入学試験から、一般入学試験A日程同様に、一般入学試験B日程でも本学独自の試験（国語・外国語）を実施することにする。

このB日程の実施により、これまで一般入学試験を受験するには大学入試センター試験を受験しなければならなかったが、大学入試センター試験を受けずとも、一般入学試験B日程を受けることができるようになる。また、指定校制推薦入学試験の合格者がヴィルトゥオーソ学科を志望する場合、受験機会は一般入学試験A日程のみであったが、一般入学

試験 B 日程でも受験できるようになる。さらに一般入学試験 A 日程で音楽教育学科の器楽・声楽に合格した者は、一般入学試験 B 日程で器楽・声楽学科を受験できるようになる（共通科目は免除）。

これにより、安定的な入学者の確保を目指すことにする。

留学生入学試験（修士課程）については、日本人を対象とした入学試験課題との難易度のバランスを考慮し、試験課題の一部見直しを行い、より質の高い留学生の確保を図る。

Ⅱ-2 教育課程及び教授方法

《Ⅱ-2の視点》

- Ⅱ-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- Ⅱ-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
- Ⅱ-2-③ 別科の設置目的と目的に沿った管理・運営
- Ⅱ-2-④ 教育課程編成方針に沿った教育課程と入学前教育の効果的連携

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

A. 本学の教育目的

学部における教育目的はⅠ-2-②のBの「大学の教育目的」に、大学院における教育目的はⅠ-2-②のCの「大学院の教育目的」に記述したとおりである。

B. 本学の教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）

教育目的を踏まえた教育課程の編成方針は、Ⅰ-3-③のB-bの「教育課程編成・実施の方針」に記述したとおりである。

Ⅱ-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

A. 教育課程の体系的編成

a. 学部

本学の教育課程編成方針は、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」とを踏まえ、音楽学部各学科の教育目的に適うよう固有の専門科目、共通基礎専門科目、共通教育の科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目）を柱とし、主たる専門科目では、年次進行に沿った学年制を採用している。学年次ごとに履修単位数の上限を設けること、さらに3年次進級基準を設けることで、効果的・体系的に修学できるよう編成している。

器楽学科の有鍵楽器専修ピアノを例に挙げると必修科目としては、専攻実技ピアノⅠ～Ⅳ、ソルフェージュⅠ・Ⅱ、和声Ⅰ・Ⅱ、西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ、卒業演奏、英語Ⅰ～Ⅲ、ドイツ語Ⅰ～Ⅲであり、その他必要と考えられる科目を選択必修科目・選択科目として開設している。

1. 主たる専門科目での学年制

器楽学科有鍵楽器専修ピアノを例に挙げると、1年次の専攻実技ピアノⅠ、2年次の専

攻実技Ⅱ、3年次の専攻実技Ⅲ、4年次の専攻実技Ⅳは、年次進行に従い単位を修得することになる（ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは年次進行を表す。仮に1年次で専攻実技Ⅰが修得できない場合は、次のステップの専攻実技Ⅱは履修させず、専攻実技Ⅰを再履修させる。なお、有鍵楽器専修ピアノの必修科目では、専攻実技ピアノ以外でも、ソルフェージュⅠ・Ⅱ、和声Ⅰ・Ⅱ、英語Ⅰ・Ⅱとドイツ語Ⅰ・Ⅱに学年制を採用している。

2. 履修単位数の上限設定

教育的見地から特定の年次に多くの科目数を履修することのないよう、学科・専修別かつ年次ごとに、学科・専修の特性を考慮して、履修単位数の上限を設定している。各学科等の履修単位数の上限は下表のとおりである。

各学科等の履修単位数の上限

学科（専修）		1年次	2年次	3年次	4年次	
器楽学科	有鍵楽器専修	ピアノ	36	40	34	30
		オルガン	40	46	34	28
	管楽器専修	40	44	36	30	
	打楽器専修	40	44	36	30	
弦楽器専修	42	44	36	30		
声楽学科		38	44	38	34	
作曲学科		40	42	34	22	
音楽学学科		42	44	26	28	
育音楽科	ピアノ	36	44	40	30	
	管楽器・打楽器・弦楽器	40	46	42	32	
	声楽	38	44	40	30	
	作曲	38	46	46	40	
ヴィルトゥオーソ学科		38	38	38	26	
音楽環境運営学科		44	42	36	26	

3. 教員免許課程と学芸員課程

器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の各学科については、音楽教科の高等学校一種免許状および中学校一種免許状を取得するための教員免許課程を開設している。この課程では対象となる学科の学生の約77%が教員免許を取得している。

また、音楽環境運営学科については、学芸員の資格を取得するための学芸員課程を開設しており、全員が資格を取得している。

b. 大学院

修士課程・博士後期課程は、学士課程の教育成果の上に立って、音楽芸術についての深い学識を授け、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力を身につけられるよう教育課程を編成している。

修士課程での器楽専攻の有鍵楽器を例に挙げると、必修科目としては専攻研究実技、修士論文演習、作品研究、文献学研究、そのほか必要と考えられる科目を選択科目として開設している。

博士後期課程の音楽専攻では研究領域の器楽を例に挙げると、必修科目として、研究領域共通必修科目での研究領域研究指導、研究領域論文演習、そして研究領域別での演奏法

特別研究Ⅰ、そのほか必要と考えられる科目を研究領域共通選択科目として開設している。特に研究領域の器楽の場合のように継続して学修し続ける必要のある演奏法特別研究Ⅰについては、1年次から3年次まで継続して学修することを義務づけている。

B. 教授方法の工夫・開発

a. 学部

1. 14部会の活動を通しての工夫・開発

教授方法の工夫・開発活動は14の「部会」ごとに行われており、専任・非常勤を問わず科目を担当する教員がいずれかの部会に所属しており、全教員による教授方法の工夫・開発活動が実施されている。

部会は、学科・分野ごとに配置され、器楽学科には専修ごとに有鍵楽器専修の「有鍵楽器部会」、管楽器専修の「管楽器部会」、打楽器専修の「打楽器部会」、弦楽器専修の「弦楽器部会」があり、声楽学科には「声楽学科部会」、作曲学科には「作曲学科部会」、音楽学学科には「音楽学学科部会」、音楽教育学科には「音楽教育学科部会」、ヴィルトゥオーソ学科には「ヴィルトゥオーソ学科部会」、音楽環境運営学科には「音楽環境運営学科部会」がある。共通基礎専門科目を担当する部会として、「ソルフェージュ部会」、「指揮部会」、教養科目・保健体育科目を担当する「教養・体育部会」、外国語科目を担当する「外国語部会」がある。

各部会の活動は、各部会長が責任者となりそれぞれの部会に所属する教員が教授方法の工夫・開発活動を行っている。

2. FD委員会とFD活動

上記1.で述べた14部会で実施されてきた活動は、主に各教員の創意・工夫によってもたらされてきたが、平成20年度に発足した学長を委員長とするFD委員会は、組織的にFD活動を推進する目的で設置された。同委員会は、部会ごとに行うべき教授方法の工夫・開発について、他の部会長と意見交換を図る等、審議および情報交換の場ともなっている。他の部会の活動状況や進捗状況を理解・把握でき、相互啓発による成果を得ることができた。平成24年度のFD委員会は、これまで実施してきた各部会のFD活動をチェックする段階に至っている。

3. シラバスの充実

シラバスは学生に授業の目標や内容等を周知させる重要なインフォメーションの手段であることから、平成23年度に学務委員会においてシラバスの項目、記載内容等について改善策を検討した。

その後、部会において検討を行い、部会長の責任でシラバスの推敲が進められた。同年FD委員会において、これまでの学科目のシラバスに加え、実技科目（主科）のシラバスを新たに制作することが検討され、有鍵楽器専修、管楽器専修、打楽器専修、弦楽器専修、声楽学科、作曲学科、ヴィルトゥオーソ学科についてそれぞれの専攻実技科目のシラバスが作成された。平成24年度のシラバスは、これまでの学科目、教員免許課程の科目、学芸員課程の科目に加え、専攻実技科目を含んだシラバスとなっている。

平成 25 年度のシラバスの改善策として、授業の到達目標の明示、予習・復習の指示、分かりやすい内容の記述を目標にして、シラバスの更なる充実を図ることとした。

b. 大学院

修士課程には、研究指導教員・研究指導補助教員を置くとともに、学部におけるヴィルトゥオーソ学科に対応するヴィルトゥオーソコースを、演奏家養成に特化したコースとして器楽専攻と声楽専攻の中に設置している。

修士課程において、器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育各専攻については修士論文の作成・提出を義務づけているが、器楽・声楽専攻のヴィルトゥオーソコースについては、演奏家養成を目標としていることから、実技の修練に重点を置き修士論文の作成・提出は課していない。

修士論文の場合には、論文を指導する担当教員を配置している。博士後期課程には、研究指導教員・研究指導補助教員を置くとともに、博士論文の場合には、学生の希望により博士論文を指導する担当教員を更に依頼できる方法をとっている。博士論文の場合は、1年次から論文を指導する担当教員を置いている。

II-2-③ 別科の設置目的と目的に沿った管理・運営

募集停止をしていた1年間の課程である別科を、平成 23 年度より社会人を対象としたものとして再開した。この課程は簡易な程度の技能の修得を目指す生涯教育の場を提供することを目的としている。

A. 教育課程と教授方法

別科課程では器楽コース、声楽コース、作曲コースそして指揮コースを設け、職業に従事するかたわら音楽の勉強をしたいという場合を含め、より広い年齢層にも授業内容が理解できるよう授業内容・方法等を工夫している。実技レッスンの授業（個人レッスン 60 分）は月曜日から金曜日の午後のいずれかの曜日を選択でき、学科目（音楽理論Ⅰ、音楽理論Ⅱ、西洋音楽史Ⅰ、西洋音楽史Ⅱ）の授業は土曜の午前に行うことで、職業に就いている場合でもレッスンや学科目の授業を履修しやすいよう配慮している。

B. 修了認定

修了には、専攻実技レッスン回数の3分の2以上出席し、かつ専攻実技の試験に合格し、2科目以上の学科目を受講した（それぞれの授業科目の授業回数の3分の2以上の出席が必要）者に修了証書を授与している。

平成 23 年度の修了者は 69 名であり、平成 24 年度は 10 代から 70 代までの年齢層の学生 80 名が修了している。

II-2-④ 教育課程編成方針に沿った教育課程と入学前教育の効果的連携

A. 入学前教育の意義

平成 24 年度から、指定校制推薦入学試験の合格者に対して入学前教育を実施した。平成 23 年 11 月の合格発表から入学までの期間、音楽に向き合う意欲の維持・向上を図るた

め、指定高校側に協力を要請して合格者に課題を課し、入学後、主科の担当教員からコメントを付した上で本人に返却することにより、更なる意欲の向上を図ることができた。

B. 教育課程との効果的な連携

このような入学前教育を実施することにより、音楽への学修意欲の維持・向上が図られ、入学後の教育課程に対する学修意欲の向上に繋がることを期待している。今後、この入学前教育の一層の充実を図るとともに、効果等についても検証を行うこととする。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

現行の教育課程は、Ⅱ-2-①で述べた編成方針に基づき、各学科の専門性を考慮した上で、1・2年次で音楽芸術の基礎・基本を確実に修得し、それに引き続き3・4年次で多様な専門科目を十分学修できるよう、平成16年度、「本5学科」の教育課程を全面的に見直し改正した。また平成18年度に開設されたヴィルトゥオーソ学科および平成19年度に開設された音楽環境運営学科についても上記の編成方針に基づき教育課程を編成してきた。

今後、学科共通の科目について、その必要性、有効性、そして妥当性について継続的に点検・整備していく。

授業内容・方法および学修指導の改善については、Ⅱ-2-②で述べたように、FD委員会で集中的に審議・検討されている。部会ごとに「学生による授業評価」のアンケート項目の中で評価の低い項目についての改善策を作成し、同委員会に提出して討議・検討の後、各部会がそれぞれの改善策を実行に移してきた。このシステムは部会の特性を十分反映し、適切に機能しているが、今後の課題としては、大部分の部会は積極的に活動しているものの、まだ十分力を発揮できていない部会もあり、部会間の格差の是正を目指す。

Ⅱ-3 学修及び授業の支援

《Ⅱ-3の視点》

Ⅱ-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-3-① 教員と職員の協働並びに TA 等の活用による学修支援および授業支援

本学ではカウンセラー室を設置し、そこに2名の教員を配置している。このカウンセラーを担当する教員と学生部の職員が協働で学生の学生生活上の悩みに関する相談に応じている。また、本学の職員には、本学の卒業生が多く所属し、大学時代に実技レッスン、演習、合唱・合奏等を体験し熟知しており、学修支援がごく自然な形で行われている。授業のサポートには学務部職員が、個人レッスン・演習の授業に必要な楽譜・資料の検索・提供のサポートには図書館職員が、音楽の授業や練習に必要な楽器等の調律・楽器の保管や音響設備の保守等のサポートには管理部職員が、合奏・合唱の授業やコンサート等の演奏会のサポートには演奏部職員があたっており、本学の職員はそれぞれの持ち場で教員と連携・協働し学修・授業支援にあたっている。

器楽学科、声楽学科での実技レッスンやクラス授業においては多くの伴奏者を必要とするため、学生だけで対応できないところを、卒業生を研修員として採用する研修員制度を設け、この研修員が学修・授業の支援にあたっている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

これまで学生からの学修上の相談には学務部職員と教員が連携し、学生生活上の相談には学生部職員と教員とが連携し、演奏上の相談には演奏部職員と教員が連携し、それぞれ対応してきた。このようにそれぞれの分野の担当者によるアドバイス・指導の方法が迅速かつ的確であると考えてきたが、近年、相談内容が必ずしもそのように分けできないケースが増える傾向にあり、このような状況に適切に対処するため、学生部、学務部、演奏部のいわゆる横断の協力体制の強化と教員との連携強化をさらに図ることとする。

平成 25 年度から学生に対する日常的な学修相談や学修支援を目的として、従来のカウンセラー室の活動に加え、新たに専任教員が、指定した曜日・時間に研究室に待機し、学生の学修等の相談に応じるオフィスアワーを設けることにする。今後、オフィスアワーを担当する教員、曜日、時間、学生への周知方法等を検討していく。

また、従来から設けている研修員制度に加え、TA 制度を導入し、TA 制度に関連する規則を定めることにしている。

Ⅱ-4 単位認定、卒業・修了認定等

《Ⅱ-4の視点》

Ⅱ-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

A. 単位認定と卒業・修了認定の基準

a. 学部

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、I-3-③のB「3つの方針等への使命・目的及び教育目的」のc「学位授与の方針」に記述しているが、これに基づき各学科（専修）別に定められた教育課程に沿って、学生個々の素養・適性・能力に応じた指導により、目的とする人材を育成している。

1. 単位修得の基準

学生は、卒業要件に必要な単位を修得するため、学科（専修）別に開設している教育課程に基づき必要な科目を履修し、当該科目の授業実施回数の3分の2以上出席（集中授業については当該科目の授業実施回数の5分の4以上出席）し、試験に合格することによって単位を修得することになる。単位の計算方法、単位の授与及び履修の評価については、大学学則第20条及び第20条の2ならびに学生便覧に明示している。

2. 進級基準

本学では、3年次への進級に際し、学生の学修意欲の持続と進級後の教育効果を狙いとし進級基準を設け、所定の単位を修得した上で3年次への進級を認めている。

各学科等の進級基準は、下表のとおりである。

各学科の3年次進級基準（大学学則 別表IV）

科目 学科等		教養 科目	体育 科目	外国語科目	専門科目			合計
					専攻 実技	必修科目 (1年次配当科目)	選択必修科目	
器楽学科	有鍵楽器専修 ピアノ	8	2	英語 I 2	8	10	6	38
				ドイツ語 I 2				
	オルガン			英語 I 2	8	12	8	42
				ドイツ語 I 2				
	フランス語 I 2							
管楽器専修	英語 I 2	8	14	6	40			
	ドイツ語 I 2							
フランス語 I 2								
打楽器専修	英語 I 2	8	14	6	40			
	ドイツ語 I 2							
フランス語 I 2								
弦楽器専修	英語 I 2	8	14	8	42			
	ドイツ語 I 2							
フランス語 I 2								
声楽学科		8	2	ドイツ語 I 2	8	14	6	42
				イタリア語 I 2				
作曲学科				英語 I 2	8	10	8	40
				ドイツ語 I 2				
				フランス語 I 2				
音楽学学科		英語 I 2	8	22	4	40		
		ドイツ語 I 2						
		フランス語 I 2						
音楽教育学科	ピアノ	英語 I 2	8	12	6	40		
		ドイツ語 I 2						
		イタリア語 I 2						
	管楽器 打楽器 弦楽器	英語 I 2	8	14	6	42		
		ドイツ語 I 2						
イタリア語 I 2								
声楽	英語 I 2	8	14	6	42			
	ドイツ語 I 2							
イタリア語 I 2								
作曲	英語 I 2	8	12	8	42			
	ドイツ語 I 2							
	イタリア語 I 2							

科目 学科		教養 科目	外国語科目	専門科目			合計
				専攻実技	必修科目	選択必修科目 選択科目	
ヴィルトゥオーソ学科		4	英語 I 2 ドイツ語 I 2 イタリア語 I 2 フランス語 I 2	8	24	12	50

学科	科目	教養科目	外国語科目	専門科目			合計
				音楽環境 運営研究	必修科目	選択必修科目 選択科目	
音楽環境運営学科		4	英語 I 2 ドイツ語 I 2 イタリア語 I フランス語 I	8	18	16	50

3. 学科試験等の評価要領

授業担当教員は、定期試験のほか、授業内テストの成績、レポートの内容等を 100 点法により評価し、S・A・B・C・D の評価を行っている。また、演習など筆記試験を行わない科目では、学生の関心度、勉学意欲、学習態度等を総合的に判断し授業担当教員が評価している。学科試験の評価区分は S : 100～90 点、A : 89～80 点、B : 79～70 点、C : 69～60 点、D : 59～0 点となっている。なお、D 評価は、単位の授与は行わない。

4. 実技科目の評価要領

グループコンサートを含む前期試験と年度末試験を行い、年度末試験の採点で評価している。

グループコンサートは、公開の演奏会形式で行う試験であり、ステージ上での演奏体験を考慮に入れ評価するものである。この前期試験は当該年度の年度末実技試験の予備審査となるもので、これに合格しなければ単位認定のための年度末実技試験の受験資格を認めていない。

この試験では示された試験課題を定められた試験時間内で演奏し、原則として 8 人以上の採点員による 10 点法で採点し、3.0 点以上をもって合格と判定している。

試験結果の集計に際しては、最高点と最低点を除外した採点者の得点の平均値を「成績評価基準」に基づき判定し、S・A・B・C・D の評価を行っており、その評価は公平・厳正なものである。

なお、不合格者には再試験による受験機会を与えているが、この場合の評価は得点の 80% を評価点とし再試験を受験しない学生との公正性を担保している。

実技試験による成績評価は、採点員の点数を平均するため、S : 10～7.0、A : 6.9～6.0、B : 5.9～4.5、C : 4.4～3.0、D : 2.9～0 となっており、学科試験の採点区分とは異なった区分となっている。

5. GPA の試行について

GPA は総合的・客観的な成績評価の手法として、多くの大学で導入されている。しかしながらこの評価法は専攻実技を主体とする音楽大学にはやや馴染みにくい側面もあるが、学士課程の質の確保のための有効な手段でもあることから、本学でも導入に向けて検討を始めた。平成 24 年度は、同一科目を複数の教員で担当している科目について成績評価規準を統一するための検討を行うとともに、GPA を導入した場合の具体的な活用法についての試行を行った。その結果を踏まえ平成 25 年度から本格的に導入する予定である。

6. 卒業要件

学生は、「学位授与の方針」に基づき、各学科（専修）に開設した授業科目を履修する。卒業要件としては、4年以上在学し、かつ所定の授業科目（学則第11条～第14条及び第16条）を履修し、124単位以上を修得することとしている。

また、在学年限は、最長6年と定めているが、休学期間は通算して2年を限度とし、これを在学年限に算入しない。

卒業認定は、以上の要件を満たした者について、教授会の審議を経て学長がこれを行うこととしている。

b. 大学院

1. 修了要件・修了認定

修士課程の修了要件は、2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査および最終試験に合格することと定めているが、修士課程には4年を超えて在学することはできない。なお、ヴィルトゥオーソコースについては、修士論文を課さない。

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、所定の10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査および最終試験に合格することと定めている。

ただし休学期間については、修士課程および博士後期課程いずれの課程も通算して3年を限度とし、これを在学期間に算入しないと定めている。

修了認定は以上の要件を満たした者について、研究科委員会の審議を経て学長がこれを行うこととしている。

2. 評価基準

学生は、上記の修了要件に基づき、修士課程にあつては専攻別に開設している科目を修得すること、博士後期課程にあつては研究領域別に必要な科目を修得するとともに、博士論文の審査（口述試験を含む）・学位審査演奏が課される。

なお、博士論文（口述試験を含む）および学位審査演奏については、別途基準を定めている。

B. 他大学等における既修得単位の認定

a. 第1年次に入学した場合

本学の1年次に入学した者が入学前に他大学または短期大学で修得した単位は、教養科目、保健体育科目および外国語科目に相当する授業科目について本学カリキュラムとの整合性を検討の上30単位を上限として認定している。

b. 第3年次への編・転入学者の場合

本学では、短期大学音楽系学科の卒業生および大学の音楽系学部2年次以上の修了者を対象に編・転入学試験を実施しているが、この試験に合格し入学が許可された者が入学前に他大学等において修得した科目について、62単位を上限として本学カリキュラムとの整合性を検討の上、認められる場合は、当該科目の単位を本学における授業科目・単位を修

得したものとみなしている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

学生の主体的な学びに要する学修時間を確保するため、年度の授業の開始日を一週間早めるとともに、ハッピーマンデー対策として、平成 25 年には、10 月 14 日（体育の日）および 11 月 4 日（振替休日）の休日も授業を行うこととした。

平成 25 年度の本格実施にあたって、GPA の総合的・客観的評価を図るには、科目ごとの評価基準を統一することが基本的な要件であると認識している。そこで、特に英語・ドイツ語・イタリア語・フランス語の外国語科目、ソルフェージュ、和声等について、科目ごとに教員の評価基準を統一するための見直しを行う必要がある。

また GPA の活用方法としては、現在試行段階として卒業式での卒業生代表者の選抜、奨学金授与対象者の選考に適用しているが、これらの結果を踏まえ、平成 25 年度から本格的に導入する予定である。GPA の導入に際しては、教員および学生に対し、導入することの必要性・仕組み・効果等について事前に十分な説明を行う予定である。

II-5 キャリアガイダンス

《II-5 の視点》

II-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

II-5-② 音楽家をめざす学生の個性、ニーズに応えるキャリア教育

(1) 事実の説明及び自己評価

II-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

音楽大学として、専門科目および共通基礎専門科目の教育課程全体が職業的自立のための教育となっており、社会人としての基礎的な力の育成は、主として教養教育および教育課程外において行っている。

社会的・職業的自立のためのキャリア支援は、教員、学務部、学生部、演奏部が相互に連携しながら実施している。

A. 教育課程の体制

卒業後、音楽の専門家として自立するために必要な能力は、専門科目および共通基礎専門科目の教育のほか、グループコンサート（公開の演奏会形式で行われる試験）、オーケストラ、ウィンドオーケストラ、合唱、室内合唱等の演奏会、公開レッスン、公開講座などの実践活動、介護等体験、教育実習、インターンシップなどの現場体験を通じて育成している。

教養教育においては、人文科学系・社会科学系の科目では、歴史・思想、芸術の基盤、社会・政治・経済の基本的な仕組みを教育して思考力、認識力を養うと同時に豊かな芸術的感性と想像力の養成を目指し、自然科学系・保健体育系の科目では、自然や生命、身体に関する基礎的な事項を教育して自然科学的な思考法の養成を目指し、社会人としての基礎的な力を育成している。

また、社会的・職業的自立心の涵養は「人間形成」と密接に関連しており、「人間形成」教育は教養教育がその重要な柱であることから、1年次生から4年次生まで開講している教養・保健体育科目において、後期最初の授業（1コマ）をキャリア教育の授業に当てることとしている。

主な教養・保健体育科目におけるキャリア教育の授業内容は、下表のとおりである。

主な教養・保健体育科目におけるキャリア教育の授業内容

科目名	開講年次	授業内容
哲学	2年次	意思の疎通と言語（広告コピーと説得力）
哲学	1～4年次	労働について
倫理学	2年次、1～4年次	自己実現について
日本文学	2年次、1～4年次	私たちの先輩の活躍に学ぶ
西洋文学Ⅰ	2年次	現実世界へ向かう想像力
西洋文学Ⅲ	1～4年次	百科全書と Wikipedia
文化史	2年次	阿弥陀のことばに学ぶ
美学	2年次、1～4年次	生産活動に関わる想像力について
西洋美術史	2年次、1～4年次	最後の授業ーぼくの命があるうちに
法学	2年次、1～4年次	学問の自由と教育を受ける権利
経済学	2年次	卒業後の人生設計と経済問題
生活科学	2年次	コミュニケーション力／情報理論の観点から
音響学	2年次	夢を実現するために
音響学	1～4年次	個性と組織と社会について
体育講義	1年次	スポーツ界におけるキャリアの現状

B. 教育課程外の体制

教育課程外においては、平成 23 年度より社会的・職業的自立を促す取組みとしてキャリア教育講座を開講している。毎年 4 月のオリエンテーション・ガイダンスの際に、1年次生を対象とした講座：キャリア教育①～④と、3年次生を対象とした講座：キャリア教育⑤～⑧を開講している。1年次生を対象とした講座には2年次生、3年次生を対象とした講座には4年次生も聴講を可能としている。

各キャリア教育の内容は、下表のとおりである。

1年次生を対象にした講座

講座名	テーマ及び内容
キャリア教育①	～建学の精神・教育理念・3P主義～ 本学園がどのような理念で創立され、どのような専門家を養成しようとしているか、そのために教育方針はどのように行われるか。さらに本学の人間形成教育の特色である 3P 主義の今日的意義を理解させる。これらにより武蔵野音楽大学の一員であることの自覚を持たせる。
キャリア教育②	～音楽家への道のり、今昔～ 4年間を武蔵野音楽大学で過ごし、音楽家のキャリアを考えていく上での基礎知識、キャリア・プランニングの必要性及び進め方と方法について
キャリア教育③	～国語力の向上、読み書きのスキルアップのはじまり～ 私たちの生きる社会には「読み・書き・話し・聴く」という 4 つの言語の相がある。社会に踏み出す前にこれを 4 年間でしっかりと身につける。
キャリア教育④	～先生・先輩の学生生活から学ぶ～ 武蔵野音楽大学学生生活に不安を覚えないう 1 年次生に対し、演奏活動をしている教員に学生時代の生活や勉強の様子、現在プロとして活躍している様子などを紹介することにより、これからの学生生活の心構えや勉強方法などに示唆を与える。講義はパネルディスカッションによって行われる。

3年次生を対象とした講座

講座名	テーマ及び内容
キャリア教育⑤	～建学の精神・教育理念・3P主義～ 3年次生は、これまでを振り返り、将来に向けての進路を再確認する時期にあることから、建学の精神を再考することは本学学生としての自覚と誇りを高める。社会に出て母校の存在は強い気持ちの支えとなり、そのため武蔵野音楽大学の理念を理解することは重要である。
キャリア教育⑥	～社会人としてのモラル～ 「なぜ今キャリア教育なのか」「就職活動勝利への戦略」「人間関係構築の秘訣」学業生活から就業生活へ向かうためのモラルの重要性について。本学教員が担当する。
キャリア教育⑦	～伝えたいアドバイス～ 担当教員が社会人になって今日に至るまでの紆余曲折をエピソード等を交えて話し、職業人としての様々な体験を通して、経験的に身につけてきたことをアドバイスとして伝える。
キャリア教育⑧	～先生・先輩の学生生活から学ぶ～ 現役のNHK職員、オーケストラ団員、本学教員が大学卒業後の活動を通しての経験を公開対談形式で語る。それを通して、学生たちに進路について考えさせ、それぞれの社会が求めているものは何かに気づかせる。そして社会に出る心構えと準備に取り組む。

このほか、キャリア教育の一環として課外特別講座（音楽専門講座、教職教養講座、鍵盤楽器実技講座）や各種セミナーの開講による就職支援（細部はⅡ-7-③で記述）、学友会活動などの課外活動支援、学寮での指導を通じて、社会人としての基礎的な力を育成している。

Ⅱ-5-② 音楽家を目指す学生の個性、ニーズに応えるキャリア教育

音楽家を目指す学生を対象にしたキャリア教育は、Ⅱ-5-①で述べたオリエンテーション・ガイダンスの際に1年次生を対象とした「キャリア教育②」の講座「音楽家への道のり、今昔」、「キャリア教育④」の講座「先生・先輩の学生生活から学ぶ」、そして3年次生を対象とした「キャリア教育⑧」の講座「先生・先輩の学生生活から学ぶ」をはじめ、課外特別講座として音楽専門講座、教職教養講座、鍵盤実技講座を開設しており（平成23年度は延べ253名が受講）、また音楽系企業数社による説明会も毎年行っている（平成23年度は延べ241名が受講）。一方、就職のための説明会も、実社会の入り口に触れる機会として、社会的・職業的自立心を喚起・啓発するよい契機となっている。

大学主催の演奏会は、本学教員と演奏部が中心になって指導を行い、年間120回程度開催しており、学生にとって音楽家としての社会的・職業的な自立心を育成するための格好の機会となっている。学生たちはこれらの演奏会等に出演することにより、人格豊かな音楽家としてのあるべき姿を実体験により学ぶことができる。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

音楽の業種は近年大きな広がりを見せ、キャリア支援に対する学生の希望も多岐にわたる。また、少数ではあるが一般企業等への就職を希望する学生もあり、今後はより広範囲かつ専門的な知識・技術を蓄積したキャリア教育を推進する。

すでに多くのキャリア教育を実施しているが、単位を与える授業科目としてのキャリア教育を早期に新設することを予定している。

Ⅱ-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《Ⅱ-6の視点》

Ⅱ-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

Ⅱ-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての点検・評価結果のフィードバック

Ⅱ-6-③ 実技教育の成果の向上とその発表に向けての点検・評価とそのフィードバック

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況は、講義科目についての「学生による授業評価アンケート」と実技レッスン科目についての「学生による授業評価アンケート」での各アンケート項目の評価平均値を分析することにより明らかにしている。アンケート項目ごとの評価平均値（評価平均値は最低評価1から最高評価5の範囲で示される）、教員に対するアンケート項目の評価平均値、学生自身に対するアンケート項目の評価平均値および担当授業科目に対する総合的平均値を一括して各担当教員に配布し、評価結果をフィードバックしている。各担当教員は自分の評価平均値を参考にして授業内容・方法の改善を図っている。教育目的の達成状況については、アンケート調査を行うたびごとに全体の評価平均値の向上が見られることから、調査結果の教員への通知による授業内容・方法の改善は所定の成果を収めていると言える。

また、Ⅱ-2-②で述べたFD委員会では、上記のような担当教員への調査結果の通知に加え、新たに部会ごとの単位で教育内容・方法および学修指導について組織的な点検・評価を行い、それについての改善策を同委員会で発表し、そこで他部会の委員から出された意見・コメントを参考にして、更なる改善策の策定を進めている。このようなFD委員会でのフィードバックは、他の部会の活動状況を知ることができるだけでなく、部会相互の啓発にも役立っている。

上記のアンケートとは別に、平成24年度は新たに4年次生を対象として「学生満足度調査」を実施した。その結果を点検・評価し、部会にフィードバックすることにより、新たな視点からの教育目的の達成状況を把握した。

Ⅱ-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての点検・評価結果のフィードバックは、Ⅱ-6-①で述べたようにFD委員会において、講義科目についての「学生による授業評価アンケート」と同様の方法により行っている。

Ⅱ-6-③ 実技教育の成果の向上とその発表に向けての点検・評価とそのフィードバック

実技教育は、1対1の個人レッスンははじめ合奏・合唱等の各種アンサンブルの授業を通して行っており、試験や各種オーディションは、教員によって構成される採点員により評価している。聴衆と向き合う演奏会は実技教育の成果を発揮する場であり、その成果の向上を確認できる良い機会となっている。審査員による演奏についての審査、人間性、立

ち居振舞い、態度等が点検・評価され、それが学生にフィードバックされる。本学ではできるだけ多くの学生が演奏会等を体験できるよう、学内にバッハザール、ベートーヴェンホール、モーツァルトホール、シューベルトホールの大小4つのコンサートホールを備え、さらに学外の著名なコンサートホールを用いて、大学主催の演奏会を年間約120回程度開催し、実技教育の成果の向上につなげている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

FD委員会では、学修過程で得られた成果を知る手立てとして「学生による授業評価アンケート調査」を点検・評価し、特にアンケート項目の中でも評価の低い項目について各部会にフィードバックし、部会ごとに改善策を立案・実行していくという方式により、組織的かつ効果的な教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。

また平成24年度から「学生満足度調査」を実施することにしており、別の視点からフィードバックを行うことで教育内容・方法及び学修指導等の改善を行うことができると期待している。この「学生満足度調査」は今後も継続して実施する予定である。

II-7 学生サービス

《II-7の視点》

II-7-① 学生生活の安定のための支援

II-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

II-7-③ 就職・進路先開拓のための支援

(1) 事実の説明及び自己評価

II-7-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生支援全般

学生生活全般に関わる学生支援（サービス）は主として学生部が担っており、学生の課外活動や学生の自主的活動の組織である「学友会」（執行部、部同好会サークル活動、ミュージックフェスティバル実行委員会、選挙管理委員会、卒業行事実行委員会等）の全面的なサポート、介護等体験、教育実習、保健、保険、奨学金、証明書発行、授業料分延納の各業務を行うほか、学生相談、休学・退学者、留年者、成績不良者などへの対応を行っている。

※ミュージックフェスティバル：本学「大学祭」の名称

学生を支援する委員会等の組織には「厚生補導委員会」「奨学生選考委員会」「日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会」「課外活動委員会」「衛生委員会」「セクハラ防止対策委員会」「カウンセラー制度」等があり、それぞれ配置された委員により、定期的に会議を開催し、学生生活全般に関わる案件について情報の共有を行って、学生支援に関し適切に対応している。

B. 健康相談、心的支援、生活相談

本学では、「カウンセラー室」と「保健室」を備え、学生の健康や学生生活上の悩みに

関する相談に対応している。

相談内容に対応して、学務部、演奏部、専攻担当教員と学生部が密接に連携し、個々の相談の解決にあたっている。

また、全学生を対象として、年1回の統一的な健康診断を実施し、健康維持に努めている。本学学生の健康に対する意識は極めて高く、健康診断の受診率は例年95%を超えている。

学生からの相談に基づくもののほか、新入生に対する個別面談、就職関係個人面談、介護等体験の個別指導、教育実習関係の個別指導等を積極的に実施し、学生の抱えている問題の早期発見に努めている。

C. 経済的支援

経済的支援については、奨学金の貸与を受けている学生の約8割が日本学生支援機構の奨学生であり、その他に本学独自の返還義務のない「福井直秋記念奨学金」、「各種財団法人奨学金」「地方自治体奨学金」などがある。また「東日本大震災」等に関連した「災害対応授業料等減免制度」「留学生授業料減免制度」等を設けている。

平成24年度の奨学金の貸与又は給付を受けている学生及び東日本大震災被害者等に対する学費減免の状況は、下表のとおりである。

平成24年度福井直秋記念奨学金の状況

(単位：人)

区分	学年	学生数	学修奨励金	第一種	第二種	第三種	第四種
学部	1年	267	22				
	2年	342		14	1		
	3年	294		17			
	4年	261		12	1		
院学大	1年	67		13			1
	2年	77		9		1	

※学修奨励金：入学試験の成績が特に優秀な学生（学部1年次対象 入学金相当額給付）

第一種奨学金：人物、成績ともに優秀な学生（学部2年次～4年次、大学院博士前期1.2年次、博士後期課程3年次）

第二種奨学金：特に優秀な学生（学部2年次～4年次 授業料全額相当額給付）

第三種奨学金：優秀な外国人留学生（学部2年次～4年次、大学院博士前期課程2年次 授業料の3分の1相当額給付）

第四種奨学金：音楽的、学術的または社会的な活動において特に顕著な成果を上げた学生（在学生 年額30万円給付）

平成24年度各種奨学金の状況

(単位：人)

奨学金名	奨学金（月額）	種別	学部		大学院	
			新規	継続	新規	継続
私費外国人留学生学習奨励金	大学院65,000円/学部48,000円	給付	1		1	
留学生交流クラブ（奨学金制度）	10,000円	給付	2		1	
高山国際教育財団奨学金	120,000円	給付				1
明治安田クオリティオブライフ財団	25,000円	給付	1	1		
ロームミュージックファンデーション	300,000円以内	給付			2	
財団法人福島育英会	25,000円	給付	1	3		
財団法人よんでん文化振興財団	50,000円	給付		1		
財団法人守谷育英会	100,000円	給付		1		1
財団法人神林留学生奨学金	120,000円	給付			1	
メイスン奨学会	(年額)300,000円	給付			1	
ヤマト福祉財団	(年額)600,000円	贈呈	1			
あしなが育英会	40,000円	貸与		1		
福島県教育委員会	40,000円	貸与		1		
山口県ひとづくり財団奨学生	52,000円	貸与		1		
財団法人沖縄県国際交流人材育成財団	55,000円	貸与	1			
三菱商事復興支援財団（東日本）	100,000円	給付	3	1	1	
崔宗宝東日本大震災支援奨学金基金	(入学祝い金)200,000円	給付			1	

武蔵野音楽大学

平成 24 年度東日本大震災被害者等に対する学費減免

学 年	件数	減免額	減免の事由			
			家屋全壊	家屋半壊	家屋一部損壊	保護者収入減
学部 1 年次	9	5,237,000 円		2	7	
学部 2 年次	14	2,366,000 円		11	3	
学部 3 年次	9	5,381,000 円			7	2
学部 4 年次	11	6,063,000 円	2	1	8	
大学院博士前期 1 年次	2	829,000 円		2		
大学院博士前期 2 年次	3	974,000 円		1	2	
大学院博士後期 3 年次	1	400,000 円			1	
合 計	49	21,250,000 円	2	17	28	2

D. 課外活動

「学友会」組織の中に、執行部（クラブ連絡会を含む）・学友委員会、議長団、会計監査委員会、ミュージックフェスティバル実行委員会、選挙管理委員会、卒業行事实行委員会がある。本学では課外活動に対して大学施設設備の使用・指導者（顧問制度等）・活動費の助成を通して全面的な支援を行っている。

平成 24 年度の課外活動におけるリーダー育成への支援状況（職員の合宿への参加）は下表のとおりである。

平成 24 年度課外活動におけるリーダー育成への支援状況（職員の合宿への参加）

区 分		ミュージックフェスティバル 実行委員会合宿	学友会執行部合宿	学友会執行部・クラブリーダー による合宿
江古田キャンパス	学生	38 人	29 人	30 人
	職員	(学生部・演奏部) 6 人	(学生部) 6 人	(学生部) 4 人
入間キャンパス	学生	24 人	20 人	
	職員	(学生部) 5 人	(学生部) 4 人	

E. 学寮

学寮では健康、その他生活全般に対する相談体制を整備しているとともに、教育寮として本学の教育方針である「人間形成」の指導に重きを置き、主管・司寮を配置して適切な指導態勢のもと学生支援を行っている。

F. 留学生、編入生への支援

毎年、年度当初において実施する学生全体に対する各種ガイダンスに加え、留学生・編入生に対しては、別に懇談会を兼ねたガイダンスの機会を設けている。そのほかよりきめ細かな支援を行うため、個々の留学生に対し職員の担当者を決め、マンツーマンの支援を行っている。

G. プレ実習、介護等体験、教育実習の事前事後指導を通じた人間形成

教育実習等の事前・事後指導では十分な時間をかけて個別指導を行っている。本学の教育方針にも掲げられている「人間形成」に重きを置き、「3P 主義」（礼儀・清潔・時間厳守）に凝縮された人間関係力を高めて学外での体験の成果につなげている。

II-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

A. アンケート調査等による学生の満足度調査

学友会執行部の合宿でのアンケート調査、在学生に対するアンケート方式による満足度

調査等により学生の教学全般、施設設備、課外活動等についての幅広い意見・要望を調査している。

要望等の主なものは、学生食堂に関するもののほか、学内での食事場所の増設、自動販売機の増設、部室・練習室の増設、開校時間の延長その他であり、いずれも要望の実現へと反映されている。

B. 個別面談等による学生の意見・要望の確認

学生に対する個別面談、保健室・カウンセラー室等での個別相談等により、学生のような要望を確認している。個別面談は学生と職員が1対1で向き合い、学生が抱えている問題をリラックスした雰囲気の中で相談できるよう配慮している。

C. 学寮における意見・要望の確認

日常の窓口業務、学生部長と寮幹部との懇談、寮主管・司寮と寮生との懇談等を通して、寮生の意見・要望を確認している。寮生活をより豊かにするために実施している寮生のための「教養講座」、「寮食所見」（寮生による寮食の満足度調査）、「新入生歓迎会」「七夕まつり」「コミュニケーションメモ」（寮生と司寮との日常的な会話記録）等は、寮生の要望をもとに実現されたものである。

II-7-③ 就職・進路先開拓のための支援

A. 就職支援

就職支援をキャリア教育の一環と捉え、就職課において主に下表のような支援を行っている。

就職支援実施事項

実施項目	内 容
個人面談	・3・4年次生全員を対象とした進路確認および就職相談の実施
進路・就職ガイダンス	・進路・就職についての意識の高揚を図るため、学年当初における関連事項のガイダンスの実施 ・業種別ガイダンス（演奏関係、教員関係、音楽指導者、一般企業関係等）の実施
課外特別講座	・教員採用試験対策、音楽教室講師試験対策、論作文対策として、課外特別講座を通年で開講
各種セミナー	社会人基礎力の養成を目的として、次のセミナーを開講 ・マナーセミナー ・コミュニケーション向上セミナー ・グループディスカッションセミナー ・自己分析・自己PRセミナー
求人開拓	・演奏関係、教員関係、音楽系企業を主とした積極的な求人開拓と、それに伴う募集説明会の開催による様々な職種の受験機会の提供
就職関連支援	・就職課スタッフによる進路相談、模擬面接、エントリーシート・履歴書の書き方等、各種サポートの実施 (就職課の年間利用者数：延べ約 3,000 人)

音楽大学の特性から、卒業後、個人で演奏活動を行うケースや、引き続き研鑽を積むため進学や留学の道に進む者が少なくない。卒業年次生のうち就職希望者は、例年 65%前後

であり、就職希望者に対する就職率は、概ね 80%前後で推移している。

未就職者に対しては、卒業後においても在学中の面談記録をもとに、適宜、個々の希望に沿った求人紹介等の支援を行っている。

B. 進路開拓のための支援

進路開拓のための支援として、就職課において下表のような取組みを行っている。

進路開拓のための支援状況

実施事項	内 容
教員募集情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・全国私立学校への求人依頼（郵送） ・卒業生からの求人情報の収集、ネット検索等による収集 （実績：年間約 120 件）
音楽教室講師募集情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・全国音楽教室への求人依頼（郵送） ・首都圏音楽教室への求人依頼（訪問） （実績：年間約 170 件）
アートマネジメント系企業からの募集情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽ホール等への求人依頼（訪問） ・教員・卒業生との連携、ネット検索等による収集 （実績：年間約 380 件）

上記の開拓支援により、求人総数は年々増加している。有効求人倍率は 3.5 倍にのぼり、音楽系有効求人倍率に限っても 2.4 倍であることから、これらの進路開拓支援の効果は上がっている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

学生からの要望に対しては、関係部署の密接な連携のもと、実行可能なものから早期に対処していく。

学生の課外活動については、引き続き学生の要望をさまざまな機会を捉えて把握し、主体的に活動ができるようにするための一層の環境の整備を図る。

学生相談への対応については、相談内容が教学上の問題から経済状況、健康、就職・進路、部活動、そのほか学生生活全般に関する多種多様な問題にまでわたっているため、学生部が中心となり、学務部、演奏部、経理部、学寮、そして教員等がより一層有機的に連携することにより相談機能を充実させていく。

学生個々に対するきめ細やかな支援策の一つとして、「ポートフォリオ」を活用した支援のあり方について、平成 29 年度以降の導入の可能性を検討する。

本学の現行の奨学金制度は、成績優秀者を対象とした制度であるため、これに加えて、経済的に就学困難な学生を支援するための奨学金制度の新設を検討する。

就職・進路先開拓のための支援については、学生の進路に関する明確な自覚をできる限り早期に確立させるための相談の実施と、意識啓発のための各種講座を継続的に展開する。

就職率のさらなる向上のためには、進路先の拡大を図る必要があり、企業・学校等訪問先の開拓やインターンシップ先の拡大等の施策を積極的に推進する。

Ⅱ-8 教員の配置・職能開発等

《Ⅱ-8の視点》

- Ⅱ-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- Ⅱ-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- Ⅱ-8-③ 教養教育実施のための体制の整備
- Ⅱ-8-④ 教員の研究・演奏活動への取り組み
- Ⅱ-8-⑤ 教員の研究活動を活性化させるための諸条件の整備

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

A. 教育課程の運営のための教員の確保と配置

a. 音楽学部

音楽学部は、7学科2課程により構成されており、それぞれの学科・課程の教育目的を達成するために必要な教員数を大学設置基準の定めに従って構成し、教員を配置している。

教員数配置の状況は、下表のとおりである。

音楽学部教員数配置状況（平成24年5月1日現在）

(単位：人)

学科（専修）	収容定員	専任教員数				設置基準上必要専任教員数	兼任教員数	兼任教員数(b)	教員合計(a)+(b)			
		教授	准教授	講師	計(a)							
器楽学科	1,110	19	19	10	48 (9)	13	119 (8)	226 (4)	358 (15)			
声楽学科	330	13	5	6	24	7						
作曲学科	20	4	1	3	8	5						
音楽学学科	20	3	0	2	5	5						
音楽教育学科	130	4	2	1	7	5						
ヴィルトゥオーソ学科	90	9	1	1	11	5						
音楽環境運営学科	120	3	0	3	6	5						
共通教育 (教養、外国語、体育)		8	4	4	16 (2)							
共通基礎専門科目 (ソルフェージュ、指揮)		3	2	2	7							
教員免許課程		0	0	0	0							
学芸員課程		0	0	0	0							
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数						20						
学部計	1,820	66	34	32	132 (11)	65				119 (8)	226 (4)	358 (15)

注1：()内の数値は外国人教員の数で内数である。

注2：専任教員のうち授業を担当していない教員3人（器楽学科：教授2人、声楽学科：教授1人）を含む。

b. 大学院音楽研究科

大学院音楽研究科は、音楽学部の5学科を基礎とし、器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5専攻を有する修士課程と、同様に5研究領域を有する博士後期課程からなってお

武蔵野音楽大学

り、大学院設置基準に基づき教員を配置している。

教員数配置の状況は、下表のとおりである。

大学院音楽研究科教員数配置状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

学科（専修）		収容定員	研究指導教員等				設置基準上必要教員数	兼任教員数 (b)	教員合計 (a)+(b)
			教授	准教授	講師	計 (a)			
修士課程	器楽専攻	58	28	14	3	45	6	56	177
	声楽専攻	40	13	5	5	23	5		
	作曲専攻	4	4	1	5	10	3		
	音楽学専攻	8	3	0	2	5	3		
	音楽教育専攻	20	5	1	0	6	2		
	計	130	53	21	15	89	(注) 30		
博士後期課程	音楽専攻 (5 研究領域)	30	26	3	3	32	9		
	計	30	26	3	3	32	(注) 14		
研究科計		160	79	24	18	121	44	56	177

※ 1 「設置基準上必要教員数」は、「大学院設置基準第 9 条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」（平成 11 年 9 月 14 日 文部省告示第 175 号）別表第 1 による研究指導教員・研究指導補助教員である。

2 （注）の数字は、同別表第 3 による研究指導教員・研究指導補助教員の修士課程 11 人、博士後期課程 5 人を含む。

B. 教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

実技科目における個人指導という教育上の必要から、多数の兼任教員を配置し充実を期している。過去 5 年間の専任と兼任の教員数の推移は、下表のとおりであり、専任教員の構成比がわずかではあるが減少傾向にある。

専任・兼任教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専任（人）	164	152	144	138	132
兼任（人）	210	215	234	233	226
専任の比率(%)	43.9	41.4	38.1	37.2	36.9

専任教員の年齢構成は下表のとおりである。専任教員の 56 歳～65 歳の年齢域の占める割合が多く、全体として高年齢化の傾向となっている。実技指導においては比較的若年域の教員が少ない傾向にあり、この年齢域の教員は演奏を主な活動とする世代でもあり、演奏団体等に本務を置くような人材を多く兼任教員として採用している。したがって、専任・兼任全体としてみれば、若年域の年齢構成は概ねバランスのとれたものとなっている。

武蔵野音楽大学

教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成（平成24年5月1日現在）

区分	専任・兼任		71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
音楽学部	専任	人	12	17	38	28	15	12	9	0	1	0
		%	9.1	12.9	28.8	21.2	11.4	9.1	6.8	0	0.8	0
	兼任	人	20	23	36	26	35	31	30	13	8	4
		%	8.8	10.2	15.9	11.5	15.5	13.7	13.3	5.8	3.5	1.8
	計	人	32	40	74	54	50	43	39	13	9	4
		%	8.9	11.2	20.7	15.1	14.0	12.0	10.9	3.6	2.5	1.1
音楽研究科	専任	人	9	11	26	21	13	9	3	0	1	0
		%	9.7	11.8	28.0	22.6	14.0	9.7	3.2	0	1.1	0
	兼任	人	7	6	9	8	8	6	6	2	3	0
		%	12.7	10.9	16.4	14.5	14.5	10.9	10.9	3.6	5.5	0
	計	人	16	17	35	29	21	15	9	2	4	0
		%	10.8	11.5	23.6	19.6	14.2	10.1	6.1	1.4	2.7	0

教員の男女別構成は下表のとおりであり、学部・大学院ともにバランスのとれた配置となっている。

専任教員の学部、研究科ごとの男女別構成（外国人教員を含む）（平成24年5月1日現在）

区分	職位	男性		女性		計		外国人（内数）	
		人	%	人	%	人	%	男性	女性
音楽学部	教授	45	68.2	21	31.8	66	100.0	9	1
	准教	12	35.3	22	64.7	34	100.0	0	0
	講師	16	50.0	16	50.0	32	100.0	1	0
	計	73	55.3	59	44.7	132	100.0	10	1
音楽研究科	教授	35	61.4	22	38.6	57	100.0	7	1
	准教	8	38.1	13	61.9	21	100.0	0	0
	講師	10	66.7	5	33.3	15	100.0	1	0
	計	53	57.0	40	43.0	93	100.0	8	1

本学出身者と他大学出身者の割合は、本学出身者が43%、他大学出身者が57%（平成24年5月1日現在）であり、専門科目の教員については、ほぼ半数が他大学出身者で構成されており、教育・研究において偏りのない均衡のとれた状態となっている。なお、教養・体育、外国語の科目については他大学出身者が100%を占めている。

II-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

A. 教員の採用・昇任の方法

採用の方針については、「学校法人武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」の中で、「『建学の精神』および『教育理念』を理解し、法人の使命・目的の達成に貢献できる人材を確保する。」と定めている。

同規程および「武蔵野音楽学園就業規則第4章 任免」、「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」において、任免の手続きおよび基準等、すなわち、採用、昇任、降等、転任、休職、復職、退職(解雇を含む)の抛るべき根拠等、手続き方法を明確に定め、適切に運用している。

採用に際しては、採用の方針および採用基準に基づき、当該年度に必要なとする教育科目

及び教員数、当該年度退職者の数、人件費予算等を考慮して採用枠を決定し、期待する専門能力、人物、教育研究に対する意欲等を確認し適任者の採用に努めている。

なお、専任者の採用については、実績のある兼任講師からの採用が最も多いが、教育研究経歴、教育研究業績、社会的活動等が特にすぐれている場合には、推薦・紹介に基づく採用方法をとっており、実技試験、面接等と組み合わせて適切に実施している。

教員の採用・昇任の一般的手順は次のとおりである。

- 1 理事長は部館長、学科長等、関係者の意見に基づき予定者を選出し、法人人事委員会に諮る。
- 2 法人人事委員会において候補者を限定。採用人事に関しては面接等を実施。
- 3 2の審議結果について法人運営協議委員会において検討。
- 4 さらに教授、准教授及び専任講師の人事については教授会へ諮問。
- 5 法人人事委員会での審議を経て最終原案作成。
- 6 理事会において決定。

B. 教員評価・教員の研修・FD等の資質・能力向上への取り組み

a. 教員評価の取組み

平成15年度に、第1回のクラス授業についてのアンケート調査を実施した。調査の評価項目は、「履修中の当該授業に関する質問事項」10項目と、「学生自身の授業に取り組む姿勢についての項目」5項目の合計15項目とし、それぞれ5段階評価とした。評価結果は平成16年度に報告書として刊行した。

平成16年度に、第2回の専攻実技(レッスン)授業のアンケート調査を実施した。個人レッスンのため、教員と学生との信頼関係が損なわれないよう、評価表の回収方法等調査の実施に際しては細心の注意を払った。評価結果は平成17年度に報告書として刊行した。

平成19年度に、クラス授業と専攻実技(レッスン)について同時にアンケート調査(第3回)を実施した。この調査は前2回の調査項目をもとに、設問に若干の改善を加えてその後の授業状況を調査した。評価結果は平成20年に報告書として刊行した。

引き続き平成22年度に、クラス授業、翌平成23年度に、専攻実技(レッスン)についてのアンケート調査(第5回)を実施した。このように、学生による教員の授業評価を継続的に実施し、評価結果については、学科長により学科教員に対する全般的な所見をコメントの形で講評するとともに、教員一人一人に対しては、自己に対する評価結果を紙面により通知することで、その後の授業方法等の改善に実質的に反映させている。

b. FDの取組み

「武蔵野音楽大学FD実施規定」に基づき、学長、各部館長、各学科長、ソルフェージュ、外国語、教養・体育の各部会長そのほか理事長が委嘱する教職員をもってFD委員会を組織し、このFD委員会の活動を通して、部会ごとの授業方法改善施策について情報の共有を行うとともに、部会間の共通的問題をテーマとした検討・研究を行い、継続的な教員の教育力向上への取り組みを組織的に行っている。

c. 教員の研修機会（FD）と実績

1. 大学の全教員を対象とする研修会

年度初頭に「全教員・主任以上会議」を開催し、この中で理事長・学長が、建学の精神、教育理念、新年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項、自己研鑽ならびに研究発表の必要性等についての講話を行い、全教員の教育・研究に対する共通理解を深めることを目的とした研修としている。

2. 各学科・科目等会議

各学科・科目等の部会は、各部会ごとに年数回の部会毎の会議を行い、その中で各学科・科目特有の指導法等の課題、授業進度の調整のほか、教材や試験、学生の評価、授業の評価、各種演奏会に関する事等を討議・検討することにより、教員の教育力ならびに教育内容の質の向上を図っている。

3. 海外研究員等の派遣

本学では「武蔵野音楽大学在外研究員等規程」に基づき、専任教員（専任職員も含む）を主としてヨーロッパ、米国等に本学からの費用の助成により派遣し、教育研究および教育運営上の諸活動の能力向上を図っている。

4. 学外の研修会への参加、講師としての派遣、講師の招聘

教員の専門分野に関わるセミナー、フォーラム、シンポジウム等への出席や学外団体が企画する研修会への参加を通しての交流・情報交換の促進、教育研究組織、他大学等からの要請に基づく講師の派遣、外部の教育研究関係の識者を招聘しての講演会・講座の開催等の取り組みを通して、新しい教育研究情報の収集や教員の専門分野の能力の向上を図っている。

5. 公開講座等を利用した研修

本学において多数実施している公開講座・演奏会等は、第一義的には学生の学修に資するためのものであるが、同様に教員にとっては教育・指導の視点から非常に重要な示唆を得ることができるものである。これに積極的に参加することを奨励し、教育力・教育方法の向上のための研修の機会を与えている。

II-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養科目 21 科目、外国語科目(英語、独語、伊語、仏語)、体育科目 2 科目を、本学の教育方針の一つである「人間形成」の具現化に不可欠な全学科共通の教養教育科目として学則に位置づけており、カリキュラムの重要な柱としている。

教養教育実施のための組織は、I-3-④「教育研究組織」の表で示しているとおりである。

各学科(専修)から独立した組織として「教養・体育部会」と「外国語部会」を設けている。

この両部会には専任教員を配置し、この中から選任される部会長を中心に運営が行われ、教養教育実施上の諸問題について検討を行っている。

また、部会の枠を越えて検討すべき事項が生じた場合は、その内容に応じ「学務委員会」等の諸委員会で全学的な見地から検討が行われ、必要に応じ「大学運営委員会」に諮り、その上で教授会の審議に付される。

これら一連の審議課程を経ることから、教養教育の運営上の責任体制は確立されている。

II-8-④ 教員の研究・演奏活動への取組み

A. 教員による演奏活動等

音楽専門教育に携わる専攻実技を担当する教員に対して、自身の研究発表の機会となる演奏会・リサイタル等の実施を推奨している。このような教員の自己研鑽への取組みは、学生の指導に際し、学術的な側面だけでなく、より実践に即した指導を可能とし、各教員の指導力を向上させることにつながっている。

B. 外国人客員教授による実技研修

本学では著名な外国の音楽家を多数、客員教授として招聘している。これらの教授には学生が指導を受けるばかりでなく、若手を中心とした教員の自己の研究および指導方法の向上に資するため、指導を受けられるよう研修の機会を設けている。

また、各教員が担任する学生については客員教授のレッスンを受けさせることができる。この場合には、担任教員はレッスンの参観が可能であり、当該の学生ばかりでなく教員の指導力向上にも役立っている。

C. 外国語科目・教養科目担当教員による研究活動

教育方針の重要な柱として「人間形成」を掲げているが、このためには教養教育が不可欠である。語学を含む教養科目担当教員によって、専門に偏りがちな音楽大学という特殊な環境の中で、いかに教養科目を修得させるかという命題に基づき、音楽と関連づけた教材の開発等指導方法に関する共同研究を行うとともに、教養科目担当教員自らが積極的に音楽に関わり、理解を深め、教授方法の幅を広げる取り組みを行っている。

D. 音楽学学科・作曲学科による研究発表

音楽の分野における研究成果は演奏という形で行われることが多いが、学術的な研究成果発表についても音楽学学科、作曲学科で活発に実施されている。従来より論文や作品発表は行われているが、近年では演奏会を企画し、その中で研究成果を発表するという取組みが行われている。

E. 科学研究費助成事業への取組み

近年、芸術系の科学研究についても広く認められてきており、本学においても音楽学学科、音楽教育学科、作曲学科、音楽環境運営学科を中心に、実技担当の教員においても積極的に研究課題を設定し、研究費の獲得を目指すよう、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という）説明会、FD委員会等での説明を通じて奨励している。

II-8-⑤ 教員の研究活動を活性化させるための諸条件の整備

A. 研究活動に関する規程等の整備

教員の資質の向上を図ることにより学園の教学・運営の発展に資する研究活動を活性化させるため、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」、[資料]、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」、「武蔵野音楽大学科学研究費補助金取扱規程」、「武蔵野音楽大学研究紀要規程」等の規程を定め、諸条件等を整備している。

B. 教員の研究活動と支援体制

教員は、科研費等により、いつでも研究活動を開始できるよう、他の機関で研究者登録をされている場合を除き、兼任教員を含め全ての教員について本学において科研費の応募資格を付与している。

科研費をはじめとする公的研究費の事務支援については、総務部を中心に図書館、経理部、管理部が連携し、研究費についての研修会の開催、研究費の応募、研究費の執行、物品等の管理等、研究活動に必要な附帯事務の一切を密接に支援している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

多様な将来像を持った、あるいは様々な問題を抱えた学生の増加に伴い、これらの学生に対し、どのように対応していくか、いかに支援・サービスが必要かについて研究し、情報交換を行っていく必要がある。このような状況に対応するために担当科目や専門分野に関する個人の研修や自己研鑽とともに、多様化する学生への支援方策について引き続きFDを中心とした組織的な研修機会を設ける。

また、学生支援においては教員・職員が情報を共有し組織的な連携が図れるよう種々の機会を設け、教職協働を推進する。

科研費の一般的な採択の状況を見ると、芸術をテーマとした学術研究は、採択の機会が他の分野に比べ少ない傾向にあった。近年は様々な制度改正が進み、芸術分野においても多くの課題が研究費を得るに至っている。音楽大学における教育は演奏技術の教授が中心であるが、今後は本学が教育機関であるとともに研究機関としての機能を果たすため、音楽分野の学術研究についても注力していく。具体的には科研費を主とした競争的研究費獲得を推奨し、支援体制、環境整備を進めていく。

II-9 教育環境の整備

《II-9の視点》

- II-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館、博物館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- II-9-② 授業を行う学生数の適切な管理
- II-9-③ 大規模災害に対する対応策

(1) 事実の説明及び自己評価

II-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 39 万 7,432 m²を有し、大学設置基準における必要な校地面積 18,200 m²を充足している。また校舎面積は 39,875 m²を有し、設置基準の必要面積 14,858 m²を充足している。

本学の教育研究にとって教育環境の整備は重要な課題であり、I-1-①で述べた教育理念と教育方針の実践のため、東京都練馬区の江古田キャンパスと埼玉県入間市の入間キャンパスの 2 つのキャンパスを設置し教育研究を行っている。

本学が教育方針としている「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を具現化するためには、快適で学修効率を高める施設・設備が必要であり、4 つの特色のあるコンサートホールを江古田キャンパス（ベートーヴェンホール及びモーツァルトホール）、入間キャンパス（パッハザール）およびパルナソス多摩（シューベルトホール）に設置している。

両キャンパスには、それぞれ独立した機能を持つ図書館を設置し、楽譜・図書・逐次刊行物などの印刷資料を所蔵している。また、CD・DVD などの AV 資料を所蔵する AV（オーディオ・ビジュアル）室を併置している。これらの図書館に約 28 万 8,000 点（附属高等学校登録分約 6,000 点を含む）におよぶ資料を所蔵している。

このほか、グランドピアノを備えた個人レッスンのための 180 室の音楽実技研究室、および学生の個人練習のため、原則としてグランドピアノを整備した 277 室の練習室等を設置し、教育効果を高めている。

本学が設置する楽器博物館では世界各地から 5,400 点を超える古今の楽器類および他の音楽関係資料を収集し、入間キャンパスの展示施設、パルナソス多摩の展示室で展示・保管を行い、教職員・学生の研究等に供するほか、広く一般にも公開している。

なお、本基準項目の改善・向上方策（将来計画）に述べている「さらなる教育環境の充実と質の向上を目指し、江古田キャンパスへの集約化を図っていく」事業の推進のため、江古田キャンパスは、ベートーヴェンホールを残し全ての建物を取り壊し、校舎等新設の工事が平成 27 年度から始まるため、その事前準備として、江古田キャンパスの博物館は、平成 24 年 9 月より一時的に休館し、当該施設で展示・保管していた資料は、全て入間キャンパスおよびパルナソス多摩に分割・移転するとともに、移転先において展示・保管している。

敷地内の樹木や池は四季折々のうつろいを感じさせており、環境保全のため環境保全室を設置して管理を行うとともに、定期的に専門業者による手入れを実施している。随所に配置された、世界各国より寄贈された楽聖達の彫刻群は音楽芸術の研鑽の場としての雰囲気醸し出している。

施設の安全管理については、「施設及び備品・用品管理貸出規程」に基づき、教育研究に支障がないよう保守整備に努め、法令上の定期点検による各種の点検、安全管理についてのメンテナンスを確実にしている。

変電設備、機械室については毎日巡回点検を実施しており、冷暖房設備、照明設備等はメンテナンス契約により安全確保を図っている。

II-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

平成 24 年度は、江古田キャンパスに音楽学部 1 年次 (267 人)、ヴィルトゥオーソ学科の 2 年次 (16 人)、3 年次 (297 人)、4 年次 (361 人) および大学院前期課程(修士課程)1 年次 (67 人)、2 年次 (77 人) が在籍し、実技レッスンの授業科目、共通基礎専門授業科目、共通教育の授業科目等を開設しており、学部と修士課程を合わせたそれぞれの授業を行う学生数と教室等の数については次のとおりである。

実技レッスンの履修者数は、専攻実技レッスンが 1,045 人、副専攻実技レッスンが 636 人である。音楽実技研究室(レッスン室) 1 室で 1 日に 4 人のレッスンを行うとした場合、1 室で週に 24 人のレッスンができる。レッスン室は 80 室あるので、週に 1,920 人のレッスンが可能であり、履修者数に対し十分なレッスン室が確保されている。

共通基礎専門科目のクラス数はソルフェージュが 38 クラス、和声が 24 クラス、対位法が 15 クラス、西洋音楽史が 11 クラス (1 クラス 70 人程度)、指揮法が 10 クラス、合計 98 クラス開講している。一方、共通基礎専門科目は演習を主とすることから 1 クラス 30 人程度で実施しており、これら演習科目を行う教室数は 18 室である。1 室で 1 日に 4 クラスの授業を行うとした場合、演習科目を実施する教室は 18 室あるので週に 432 クラスの授業が可能であり、クラス数に対して十分な教室数が確保されている。

共通教育の科目(教養科目、外国語科目、保健体育科目)については、教養科目が 25 クラス (1 クラス 70 人程度)、体育講義が 4 クラス、外国語科目が 68 クラス (1 クラス 30 人程度)、合計 97 クラス開講している。

江古田キャンパスの教室数は全部で 25 室あるので、1 室で 1 日に 4 クラスの授業を行うとした場合、週に 600 クラスの授業が可能である。上記共通基礎専門科目と共通教育の科目で使用する教室数(クラス数)を除いても、教職に関する科目 20 クラスと、学芸員に関する科目 3 クラス、そして上記以外の学部、修士課程の科目 126 クラスを開講することができ、教室数は十分に確保され、適切に管理されている。

合奏・合唱の授業は合奏室 2 室および随時ベートーヴェンホール、モーツァルトホールを用いており、小編成の合奏等は空いているレッスン室または教室で行っている。ただし、情報機器の操作の科目と体育実技の科目は人間キャンパスの情報機器操作室・体育館等の施設で実施している。

平成 24 年度は、人間キャンパスに音楽学部 2 年次(ヴィルトゥオーソ学科以外) および博士後期課程 1 年次、2 年次、3 年次が在籍している。人間キャンパスの教室数は江古田キャンパスの教室数に匹敵し、在籍者数は音楽学部 2 年次 (327 人) および博士後期課程 1 年次、2 年次、3 年次の合計 18 人であり、このことから十分な教室数が確保されている。

II-9-③ 大規模災害に対する対応策

本学では地震、火災等の災害に対応するため「武蔵野音楽学園防災規程」を定めている。行動の指針、緊急時の連絡等については「災害対応マニュアル」を整備し、緊急時の避難行動等についての行動基準を各事務室、研究室に配布することにより、防災に対する意識の徹底を図っている。火災報知機、防火・排煙設備、消火設備の充実を図る一方、担架、非常用毛布、非常食、水等の防災用品を準備し、災害に備えている。キャンパスをおく練

馬区、入間市の消防署および各消防関係団体とは防災関係会議への参加や消火訓練等を通じて連絡を密にしており、学寮においては定期的に避難訓練を実施し、消防署による指導を受けている。

また点字ブロック、トイレ、自動扉の設置等の身障者対応関係工事は必要に応じて実施しており、耐震補強が必要な建物についてもⅢ-1-④-A-bにも記述しているとおり、適切に対処しているが、今後とも江古田キャンパスの新校舎建設が完成する平成 28 年度末を見ずえて計画的に対応していく。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

本学ではこれまで東京都練馬区の江古田キャンパス、埼玉県入間市の入間キャンパスの二つのキャンパスを維持・整備してきたが、学生の学修効率の観点から見た場合、練習時間の確保やキャンパス間の移動に要する時間等に制約があり、そのため、新校舎建設計画では、さらなる教育環境の充実と質の向上を目指し、平成 28 年度末の完成を予定して一部を除く大学の授業を江古田キャンパスに集約することとしている。

教育研究の質を高めるため、教学施設の充実や快適なアメニティーの確保等を目指し、授業形態と楽器の特質、用途に適した面積等を検討しており、地域社会への貢献も視野に入れるとともに、ゆとりある空間への配慮、学生や教員の要望に十分に対応できるよう計画を進めている。

ベーターヴェンホールの音響・照明・舞台機構の保守は、スポット契約によりその都度の点検を行っているが、平成 25 年度より保守契約締結による年次保守点検を実施することにより保守管理の徹底を図る。また校地内建物については、日常目視点検票により月例の安全点検を実施し、必要により改善を行っていく。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、本学では大きな被害は受けなかったものの、ガラスの破損、壁面の一部の落下と亀裂、本棚の転倒等の被害がみられた。今後、首都圏直下型大地震の発生の可能性のあることを考えるとさらなる安全性の追求が急がれ、新校舎の建設については、学生、教職員の安全確保はもとより、災害時の近隣住民の一時的避難の受入れも考慮し検討を進めている。

新校舎完成時には新たな消防計画が必要になるが、消防法および同施行令に則り、大規模災害に対応できる計画を検討し、作成する。

基準Ⅲ 経営・管理と財務

Ⅲ-1 経営の規律と誠実性

《Ⅲ-1の視点》

Ⅲ-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

Ⅲ-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

Ⅲ-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

Ⅲ-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

Ⅲ-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園は「武蔵野音楽学園寄附行為」および組織・編制の基本とする「武蔵野音楽学園事務組織規則」ならびに「武蔵野音楽大学教員組織基準」により、本学園およびその中に設置される大学の組織と、その組織における職務権限を定めている。

また組織倫理の基本を、同じく「寄附行為」第3条（目的）に、「建学の精神および教育理念を根幹として教育を行い、社会の要請に応え、わが国の文化芸術の振興に寄与する。」と定めており、就業規則、個人情報保護に関する規程、セクハラ防止規程、公益通報者保護規程などを現代の社会情勢に対応して整備し、適切に運用している。

A. 監事の選任とその職務

「寄附行為 第9条（監事の選任）」に基づき監事を選任しており、同じく「寄附行為」第10条（監事の職務）」で、監事は本学園の業務、財産の状況を監査し、不正又は違反については所定の機関に報告すること、また学園の業務又は財産の状況について理事会に出席して意見を述べる等を定めている。

2人の監事は、本学園の適正な運営についてチェック機能を果たしている。

B. 就業規則の遵守

「就業規則 第16条（勤務に関する一般心得）、第17条（遵守事項）」において、職員が職務上基本的に守って行かなければならない倫理上の遵守事項を定め、これを各事務室、教員研究室等に備え付け、新規に採用した教職員に対しては新任研修時に就業規則全般について説明を行い徹底を図っている。

C. 個人情報の保護

「個人情報の保護に対する基本方針」および「個人情報の保護」のための「管理体制」基準」を定めるとともに、実行の手続きや管理責任区分等を具体的に定めた「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」に基づきその管理に当たっている。

D. ハラスメント防止

「武蔵野音楽学園セクハラ防止規程」に、本学におけるセクハラ防止に関する取り扱い

を定めている。同規程に基づきセクハラ相談員を配置するとともにセクハラ防止対策委員会を設置し、相互の連携を図っている。事案の発生に際しては同委員会が当事者間の事情を把握し裁定内容を決定し、理事長に答申する。この答申に沿って被害者の保護と加害者への注意・警告、雇用管理上の措置を行うこととしている。

E. 公益通報者の保護

「武蔵野音楽学園公益通報者保護規程」において、公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定めている。この規程は、本学園の職員が本学園の役員、評議員および職員について法令違反行為が生じ、またはまさに生じようとしている旨を通報する者を保護することを目的としており、通報事実の確認の方法、調査実施の有無等の公益通報者への通知、通報者に関する秘密の保持、法令違反に対する速やかな是正措置その他を定めその管理に当たっている。

F. 公的資金の取り扱い

「武蔵野音楽大学における公的研究費の取り扱いに関する規則」において、公的研究費の取り扱いに関し、教職員が遵守しなければならないこと、それが公的資金によるものであり研究者は研究費についてこれを正しく使用しなければならないことなどを定め、本学園における公的研究費の適正な執行を図っている。

III-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では、平成 24 年度に、平成 25 年度から同 29 年度までの 5 年間を期間とする中期計画を策定した。計画の目的を「本学園の建学の精神と基本理念ならびに使命・目的に基づき、教育・研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に実現することにより、もって公的機関としての学園の安定的な経営の発展を図ることを目的とする。」と定め、この使命・目的の実現のために本計画を「教育研究に関する部門」、「施設設備に関する部門」、「経営基盤に関する部門」の 3 部門に区分し、それぞれの部門において達成すべき中期目標と、実行すべき具体的計画を設定している。従ってこの計画には、教育研究の推進はもとより、本期間において本学が最も重視し最大の事業としている、「江古田新キャンパスプロジェクト」(ベートーヴェンホールを残し江古田キャンパスの全面建て替えを行う工事)の計画、人事および財務、業務運営の改善・効率化、学生募集・広報、情報の公表・公開、自己点検・評価等が盛り込まれている。さらに、毎年、各部門の重点課題を達成するために、各部門が取り組む単年度の計画を事業計画として策定し、目標および計画の達成に取り組んでいる。

このように、本学は、組織的・継続的に使命・目的の実現のため努力し、活動に取り組んでいる。

III-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、」と記し、関係法令に基づいて法人および大学をはじめとする各学校を運営することを表明し

ている。そして、大学の設置、運営においては、大学および大学院設置基準の諸条項を遵守し、大学および大学院学則を定めて適切に運営している。さらに本学は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等に基づく内部規程を適切に制定するとともに、法令・基準等の改正に際しては、遅滞なく対応している。

本法人の業務の決定は理事会において行うことを寄附行為第 15 条に定め、「理事会は、この法人に関わる全ての人事、教学、運営に関する事項を審議決定し、執行する」としている。これらの業務の決定は、上記に述べた諸法令に基づいてなされることは勿論のこと、同時に、寄附行為第 5 条及び第 9 条に基づき選任された 2 名の監事が、必要に応じその決定事項に意見を述べ、また決定事項の運営状況を監査することにより適切性をチェックしている。

そのほか、全ての教職員は、関係諸法令に基づく就業規則を始めとする諸規程に基づき業務を遂行することとしている。

III-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境保全、安全への配慮

a. 江古田新キャンパスプロジェクト

本学園は、平成 28 年度末の完成を予定し、江古田キャンパスのベートーヴェンホールを残し全ての校舎を建て替える工事のプロジェクト（武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト）を推進中である。これは、長期的展望に基づき、社会情勢・ニーズの変化に対応していくため、従来江古田キャンパスと入間キャンパスで教育・研究を行っていたものを、江古田キャンパスに大学の機能を集中させ、環境に一層配慮した教育研究環境を実現するためである。本プロジェクトの完成予想図は平成 25 年秋頃に示される予定になっており、この新しく生まれ変わる教育・研究の施設・設備とそれを取り巻く環境は、今以上に機能の高度化が図られ、充実されたものになる予定である。そして、安全面においても、セキュリティ設備の充実、バリアフリーの完備、身障者、視覚障害者への配慮、防犯・防災の施設設備の高度化、大型楽器移動用エレベーターの設置等、その他数多くの安全を考慮した対策の導入が図られる予定である。

b. 平成 24 年度現在における状況

本学の施設設備は、各種法令および関連規則等の安全基準に基づき適切に維持・管理されている。

アスベストの除去および飛散防止対策は、平成 19 年度の入間キャンパスでの除去工事により完了し、また、学園内の PCB 入り蛍光灯の安定器等は、平成 13 年にすべて撤去し、法規にしたがい学内に安全に保管している。現在、日本環境安全事業株式会社への処理申請手続きが完了している。

両キャンパスの全ての校舎の第 1 次耐震診断は完了している。第 2 次診断および耐震工事が必要となった校舎については、今後順次計画的に対応する。

定期検査（空気汚染検査、水質検査等）については専門業者に依頼して実施している。その他の空調、消火栓設備等機器類の日常点検は管理部で実施し、安全性の確保に努めている。

両キャンパスの警備は、警備会社と年間契約をして常時警備（施設設備の安全点検を含む）を実施している。

熱源の確保について重油に依存していた設備を、安全・環境・省エネの面から、入間キャンパスで一部残っているものの、逐次電化方式に変換している。

そのほか、学生が充実した勉学および学生生活が過ごせるよう、各種研修施設、学生寮などの快適な施設の整備に努めている。また、入間キャンパスにおいては、特に緑化についても快適な環境の整備、地球温暖化対策の両面から維持するため、環境保全の専門の部署を設置して取り組んでいる。

B. 人権への配慮

人権については、Ⅲ-1-①B、C、Dの各項でも述べたとおり、関係法令に則り各種ハラスメントの防止および個人情報の保護、労働関係諸規定の整備等を行って、人権の保護について適切な管理を行っている。

Ⅲ-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、平成 22 年 6 月 15 日に公布された「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」で公表すべき情報が明確にされ、教育情報の一層の公表を促進することが謳われており、本学はこの省令に則るとともに、同年 7 月 20 日に日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会から出された「大学法人の財務・経営情報の公開について 中間報告」を参考として、省令で示された公表すべき義務項目、その他幅広い情報項目について一層拡充した「事業報告」の形で、平成 23 年度からホームページに掲載し公表している。

財務情報の公開については、私立学校法の改正により、平成 16 年度決算の計算書類より公開が義務づけられたことに伴い、「武蔵野音楽学園財務情報閲覧規程」を制定し、平成 16 年度の計算書類から経理部において閲覧の用に供するとともに、官報に掲載し公開してきたが、平成 22 年度からホームページに掲載し、平成 23 年度からは教育情報の公表とともに、「事業報告」の形で掲載し公表している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

日本私立大学団体連合会の「私立大学経営倫理綱領」（平成 20 年 4 月 18 日）にもあるように、大学が公益の機関として社会的責務を果たすためには、管理運営体制、教学運営体制をしっかりと構築して組織倫理や社会規範の遵守を確実に実践して行かなければならない。そのために倫理に関する諸規程などについては、法令等の制・改正その他社会情勢の変化にあわせて学園規程の改訂・改正を行い、常に改善に向けた努力を継続していくとともに、各種会議や教職員研修会等、さまざまな機会を捉えてその周知を図っていく。

安全への配慮については東日本大震災の教訓をもとに、Ⅱ-9 の改善・向上方策（将来計画）でも述べているとおり、防災関連資・器材等の充実を行うとともに、必要な物資の補充・入れ替えについて計画を進める。また防災訓練等を計画的に実施して、各種災害に備える。

Ⅲ-2 理事会の機能

《Ⅲ-2の視点》

Ⅲ-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 理事会

本法人の理事会は、本法人の「寄附行為」第15条に基づき、法人の最高意思決定機関として法人の重要事項について審議決定している。

理事の定数は、5人～7人（寄附行為第5条第1項第1号）で、現在は6人を置いている。理事長は理事の中から選任（寄附行為第6条）され、理事長が本法人を代表してその業務を総理（寄附行為第7条）することになっている。

理事会は、武蔵野音楽大学学長（寄附行為第8条第1項第1号）、評議員のうちから評議員会において選任した者（寄附行為第8条第1項第2号）、本学園に関係のある顕著な功労者又は学識経験者（寄附行為第8条第1項第3号）で構成され、定例的に年3回程度開催しているが、必要に応じ臨時の理事会をその都度開催している。

理事会の成立は、理事総数の過半数の出席により成立（寄附行為第16条第1項第3号）する。

B. 理事会での審議状況

理事会で審議決定する事項は、「寄附行為」の定めにより、人事、教学、運営に関する全ての事項となっているが、具体的には寄附行為、重要な規則・規程等の制定・改訂、法人の事業計画、事業報告、予算・決算、財産の管理、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、定員変更、授業料等学納金の改定等である。

C. 法人運営協議委員会

法人の管理運営の迅速適切な意思決定に資するために、究極的に本法人が行う人事、教学、運営に関する審議、決定機能のうち恒常的事項の執行について理事会は「法人運営協議委員会」に委譲している。

「法人運営協議委員会」の審議事項は、「法人運営協議委員会規則」に規定され、委員長を兼ねる理事長は、「法人運営協議委員会規則」の議決に基づき執行するが、主要な内容については理事会に報告し、承認を受けている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

理事会は、「寄附行為」の定めのとおり、人事、教学、運営に関する全ての事項を審議、決定しており、また、法人運営協議委員会は「常務理事会」的な性格を持って恒常的事項の迅速な執行により、理事会における意思決定を円滑にする役割を担っていることに鑑み、今後とも理事会と法人運営協議委員会の連携を密にし、一層機能的に意思決定ができる態勢を整備していく。

Ⅲ-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《Ⅲ-3の視点》

Ⅲ-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

Ⅲ-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

A. 大学運営委員会

本学の運営及び教学に関する事項を円滑かつ適切に行うために「大学運営委員会」を置いている（武蔵野音楽大学運営委員会規則）。「大学運営委員会」は、学長の諮問及び本学各委員会からの提議に応じ、本学の運営及び教学に関し、教授会及び研究科委員会に付議する事項の方針、原案等を審議している。本学各委員会には、「自己点検・評価委員会」のほか、武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会実施要項第2条に規定する13の委員会及び「入学試験委員会」がある。また、「大学運営委員会」は、理事会の決定事項の執行並びに本学の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定及び連絡調整を行っている。

B. 教授会

本学の教授会は、学則第50条の規定に基づき学長、教授をもって組織している。学長は教授会を招集し、その議長となる（学則第51条第1項）。教授会の審議事項は学則第52条に、教授、准教授及び専任講師の任免、賞罰に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学、退学、再入学、転入学、編入学、転学、転科、除籍、表彰及び懲戒に関する事項、学生の試験及び卒業に関する事項、科目等履修生、委託生、聴講生及び外国人留学生等の取扱いに関する事項、研究に関する事項、その他議長が重要と認めた事項と定めている。これらの審議事項は、基本的には「大学運営委員会」から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。

C. 研究科委員会

本学の研究科委員会は、大学院学則第30条の規定に基づき法人の任命する研究科委員長及び教授をもって組織している。研究科委員長には学長が任命されている。研究科委員会の審議事項は大学院学則第32条に基づいて、教育課程に関する事項、学生の入学、退学、再入学、課程の修了、表彰、除籍及び懲戒に関する事項、学生の試験、学位論文等の審査及び修了に関する事項、その他研究科委員長が必要と認めた事項と定めている。これらの審議事項についても、基本的には「大学運営委員会」から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。

D. 教授会及び研究科委員会の決定事項の理事会への提議

教授会及び研究科委員会において決議した事項のうち重要事項については理事会に提議され、その審議決定に基づき全学の協力体制のもとで業務を運営されている。

Ⅲ-3-② 大学の意思決定と業務遂行における学長の適切なリーダーシップの発揮

A. 学長の権限

教学運営上の最高責任者である学長は、校務をつかさどるとともに、所属教職員を統督し大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる（大学学則第 47 条第 2 項）。なお、現在学長は理事長として法人を代表し、その業務を総理している。

B. 大学運営委員会の委員組織

大学運営委員会は、学長、部長、図書館長及び楽器博物館長（図書館長兼務）、学科長で組織され、学長は理事長として法人を代表しており、部長（総務部長）、図書館長は理事を兼務している。また、これらの理事は教授として教授会及び研究科委員会の構成員にもなっている。

C. 学長のリーダーシップの発揮

学長は理事長として法人を代表し、代表権は理事長が有している。また、部館長が大学運営委員会及び研究科委員会の構成員にもなっていることから、学長が大学の教学、大学運営上のビジョン及び方向性を示すにあたっての意思決定、意思の疎通は法人理事会との連携において円滑に行われ、大学における学長のリーダーシップは適切に発揮されており、その意思決定に基づく運営を可能にしている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

大学の管理運営に関しては、「大学運営委員会」「教授会」「研究科委員会」そして「自己点検・評価委員会」、その他諸委員会が連携し、権限と責任に基づき円滑に機能を発揮している。

しかしながら、さらに迅速な意思決定を可能にする組織の整備について、江古田新キャンパスの完成後を見据えた新たな態勢を、平成 25 年度に検討する予定である。

Ⅲ-4 コミュニケーションとガバナンス

《Ⅲ-4 の視点》

Ⅲ-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

Ⅲ-4-② 法人及び大学の各管理運営機関のガバナンスの機能性

Ⅲ-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-4-① 法人及び大学の各管理・運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

A. 法人及び大学の教学部門のコミュニケーション

大学の教学事項は、主として「大学運営委員会」、「教授会」、「研究科委員会」における審議決定に基づき執行されるが、その教学運営上の最高責任者である学長は理事であり、

かつ現在は理事長として法人を代表し、その業務を総理している。また、理事、法人の部長を兼務する教授が「研究科委員会」および「教授会」に所属し、かつ「大学運営委員会」と「法人運営協議委員会」の委員を兼ねているので、教学部門と管理部門との関係は常に密接な連携を保っている。これらの組織から提案され執行する事案のうち特に重要なものは、さらに理事会で審議決定されたのちに執行される。

B. 法人及び大学の事務部門のコミュニケーション

本学では教学部門を直接支援する学務部、学生部、演奏部、また大学附属機関としての図書館、楽器博物館が置かれている。大学その他法人内各機関の業務を担当する総務部、管理部、経理部、理事長・学長室、広報企画室は、法人と大学の組織上兼務の形をとっている。管理部門と教学部門の連携は密接かつ堅固に保持され円滑な意思決定がなされている。

C. 武蔵野音楽学園法人・大学連絡会

武蔵野音楽学園法人・大学連絡会内規により、学校法人武蔵野音楽学園の教学および運営方針に基づき、法人の設置する武蔵野音楽大学の運営および教学に関する必要事項についての協議・調整等を行うために、法人に「法人・大学連絡会」（以下「連絡会」という。）を置いている。本連絡会は、理事長、学長、総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長、図書館長および楽器博物館長で構成され、通常毎週一回開催している。本連絡会では、大学の教学・管理運営に関すること、その他大学に関する必要事項について協議等を行っており、法人および大学の双方の教学と管理運営に関する方針等は共有されている。

III-4-② 法人及び大学の各管理運営機関のガバナンスの機能性

A. 法人および大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

法人（理事長）と大学（学長）の権限は明確に区分されている。理事長の権限については、寄附行為第7条において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と明確に規定され、この寄附行為に定める理事会規定に則り、学校法人武蔵野音楽学園を代表する責任と権限を有している。また、学長については、武蔵野音楽大学学則第47条において、「学長は校務を掌り所属教職員を統督する。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる。」と明確に規定され、大学を統括し学則に則って大学運営にあたっている。

本学では現在、学長が理事長を兼務しており、法人の会議等（理事会、評議員会及び法人運営協議委員会）と大学の会議等（教授会、大学運営委員会）に出席している。両部門の情報が集約される体制となっており、法人と大学は明確な権限の区分のもと緊密に連携しつつ、それぞれの各管理運営機関が相互にチェックする体制は整備され、適切に機能している。

B. 監事の選任とガバナンス

監事は、寄附行為により本法人の理事、職員または評議員以外の者で、理事会で選出し

た候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長か選任することとなっており、現在、非常勤監事 2 人を選任している。

監事は、理事会・評議員会に出席し、法令および寄附行為にしたがい本法人の業務・財産等の監査を行っており、ガバナンスは十分に機能している。

C. 評議員の選任とガバナンス

評議員は、寄附行為により本法人に勤務する職員のうちから 3 人～5 人、本法人の設置する学校を卒業した者のうちから 2 人～3 人、本法人に特に顕著な功労があった者のうちから 3 人～4 人、ならびに学識経験者のうちから 3 人～4 人、いずれも理事会において選任することとなっており、現在、法人職員 4 人、本学卒業者 3 人、功労者 4 人、学識経験者 3 人の合計 14 人を選任している。

評議員会は、理事長が招集し、法令および寄附行為にしたがい本法人の予算、借入金および基本財産の処分に関する事項、事業計画、合併、解散、寄附行為の変更、その他本法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めたものについて、あらかじめ理事長からの意見の求めに対して答えるとともに、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、もしくは諮問に答え、または役員から報告を受けており、理事会の運営を監督する機関として十分に機能している。

III-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

武蔵野音楽大学運営委員会の委員の構成は、学長、各部長、図書館長、楽器博物館長、各学科長となっており、教員からの提案等については学務部長及び各学科長が出席していることから、教学部門からの提案等は反映される体制となっている。

また、職員からの提案等についても、各部長、図書館長、楽器博物館長が出席していることから、事務部門からの提案なども反映される体制となっており、教職員の提案等を汲み上げる仕組みは整備されている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

大学及びその設置者に関わる管理運営体制は、「寄附行為」、「就業規則」、「本学学則」「本学大学院学則」、その他の諸規程等に基づき整備され、現在のところ、適切に機能しているが、今後大学を取り巻く急速な環境の変化等により、頻繁に行われる法令等の改正に対しては、本学規則等の整備を遺漏なく迅速かつ適切に行い対処していかなければならない。また管理運営体制の強化や大学が果たすべき社会的責務等の重要性を考慮して、これらに対応するための組織の在り方についても III-3 の改善・向上策（将来計画）で述べたとおり、平成 25 年度以降に、新たな体制を検討する。

III-5 業務執行体制の機能性

《III-5 の視点》

III-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

Ⅲ-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

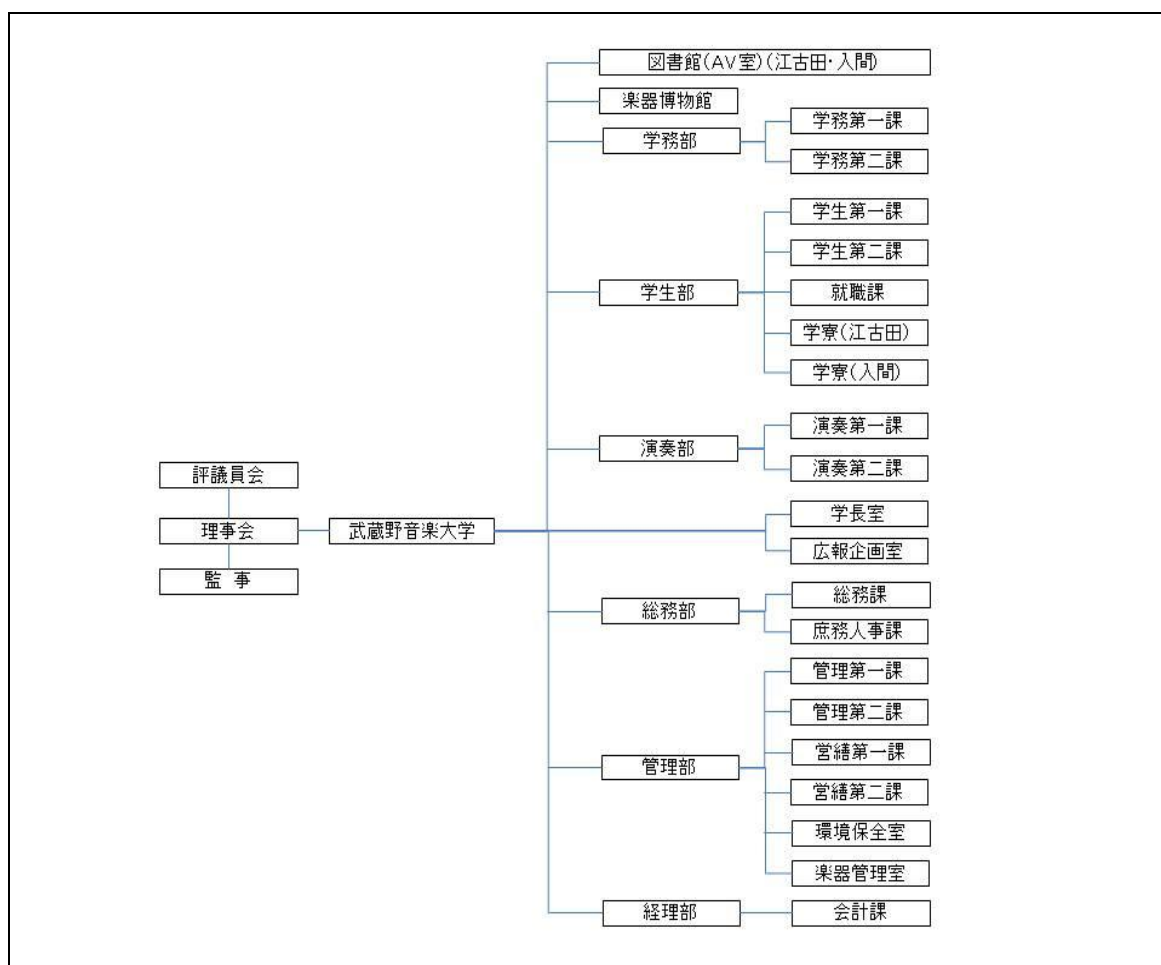
Ⅲ-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

平成 24 年度における大学の目的を達成するための事務組織は、下表のとおりである。

大学事務組織図



事務職員に関する職制および責任は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」に定めており、その中に、部長、館長、課長、主管、主任等の役職の配置を規定し、同規則に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌の業務を執行している。

専任職員については「武蔵野音楽学園就業規則」、嘱託職員については「嘱託職員就業規則」、パートタイム職員については「パートタイム職員就業規則」で、就業に関する基本的事項を定めている。

職員の定数は特に定めず、平成 24 年 5 月 1 日現在の大学職員数は、下表のとおりである。

大学職員数

専任職員			嘱託職員			パートタイム職員			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
60	74	134	3	0	3	0	7	7	63	81	144

なお、警備業務、清掃業務、食堂、ピアノ調律等は業務委託をしている。

Ⅲ-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

A. 業務執行の管理体制

本学の事務組織は「大学事務組織図」に示すように、6つの部と理事長・学長室、広報企画室および図書館、楽器博物館からなっており、学長を中心に各部署の業務執行について管理体制が敷かれている。

学長より示された業務執行の方針に基づき各部署の責任において業務が執り行われるが、毎週実施される各部課の課長又は同相当者による「チーフ連絡会」において、大学全体の業務について報告・連絡・検討が行われ、現場における業務執行の管理体制が機能している。

B. 教職協働の伝統

建学の精神「和」のもとに、教員・職員がそれぞれの立場において大学の教育研究活動を支える責務を自覚しており、加えて、各種委員会での審議の実施、審議資料の作成やそれに至る検討過程、オープンキャンパス・学校説明会等の準備・実施において、教員と職員が目標・方向性を共有しながら協働して業務を遂行している。このことは様々な教育研究活動の円滑な運営に大きく役立っている。

昨今、教職協働が叫ばれているが、教職協働は第1の第1項で述べているとおり、本学の建学の精神「和」の原点ともなっており、本学においては創立当初から当然のこととして受け継がれてきた伝統でもある。

Ⅲ-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

毎年、主として下記の研修を実施し、事務・技術職員が本学の建学の精神および教育理念ならびに使命・目的を理解し、教育研究に対しての重い責務があるという点を再確認し、その具現化を図っている。

A. 新学年度職員研修

新学年度に備え、3月下旬、事務・技術職員を対象に理事長・学長が新年度の教育・運営方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教育研究支援を果たす上での事務職員としての責務の重要性を強調している。

この研修には、平成16年度からは部署別研修を取り入れ、本学の教育理念のもと、その目的達成のための方策等をテーマにした課題を事前に与え、それをもとに討議を行っている。

B. 全教員・主任以上会議

4月初頭の新年度授業開始前に、教育職員、事務・技術職員の主任以上が一堂に会し、「全教員・主任以上会議」を開催している。この中で理事長・学長から建学の精神、教育理念、新年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項(アンケート調査などによる学生からの要望や意見を踏まえて)、自己研鑽ならびに研究発表の必要性等についての講話がある。また、各部館長による部署別の年度方針、所掌業務に関する説明等を行っている。質疑応答も行われ全教員・職員の共通理解を得ることを目的とした研修としている。

C. 新任者研修

3月下旬、新任の事務・技術職員に対し、理事長・学長の講話（建学の精神・大学の基本理念、教育方針等）ならびに各部館長からの所掌業務に関する説明を行い、本学園の職員として備えなければならない基本的な知識・素養等について確認している。

D. 職階別職員研修等

本学園では、原則として対象を課長、主任等中堅職員及び若手職員に区分した職階別研修を計画的に実施している。

それぞれの職階にある職員に対し、学園で対処すべき重要課題等のテーマを事前に与えてレポートを提出させ、発表、意見交換、部館長からの講評、質疑応答を行っている。

また機会を設定して学外から講師を招聘し、全職員を対象とした研修を行っている。

E. その他学内研修等

毎週1回、各部館の課長等によるチーフ連絡会を実施し、学内外の所掌業務に関する情報交換、研修結果等の紹介を行うとともに、当面する業務についての調整および意見交換により知識の共有を図り、円滑な業務の推進に務めている。

F. 部外諸機関への研修員派遣

職員の資質の向上及び職能開発・向上を目的として、「武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規」に基づき、職員を部外諸機関へ研修員として派遣している。研修員は、法人の職員として在籍したまま、原則として1年以内の期間で部外諸機関において研修を行う。平成24年度は、2機関に各1人を派遣している。平成25年度においても、これら2人を継続して派遣するとともに、新たに1機関に2人を派遣する予定である。

G. 学外研修会等への参加

各部館長の計画により、課長及び中堅の事務・技術職員を学外で開催される各種研修会等に参加させ、それぞれの部署で必要とされる職員の資質や専門能力の向上に務めている。

主な研修主催者は文部科学省、日本私立大学協会、私学研修福祉会、その他の教育関係機関等である。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

大学の事務は益々複雑多様化している。専門的な技能が求められ、あるいは処理速度が求められる業務が多く、個々のスタッフは常に技能向上を図って行かなければならない。一方で組織としての機能向上を図ることも重要であり、このためには円滑な情報伝達・共有の仕組み作りは欠かせない。迅速かつ十分なコミュニケーションにより戦略的な業務の実施が図れる組織作りのため、江古田新キャンパスの完成後を見据えた組織体制の見直しを行う。

また、ICT 技術をはじめとする新しい技術の導入を計画し、今後必要とされる技能、新しい知識の習得について研修の機会を設ける。また、これに伴う不要な業務の見直しを進める。

江古田新キャンパスプロジェクト完遂後、新キャンパスでの教育研究の開始により、学生にとっては学修環境が大きく変わる。同じく業務運営の方法やシステムについても大きな変化を伴うことになる。平成 29 年度からの新たな運用を目指し、効率的かつ戦略的な業務の実施が可能な組織の構築を目指し、見直しを進める。

Ⅲ-6 財務基盤と収支

《Ⅲ-6 の視点》

Ⅲ-6-① 江古田新キャンパスプロジェクトを展望しての財務運営の確立

Ⅲ-6-② 安定した財務基盤の確立と収入源の多様化、支出面の見直しによる収支バランスの確保

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-6-① 江古田新キャンパスプロジェクトを展望しての財務運営の確立

平成 23 年度末の本学園の自己資金比率は 92.6%と医歯系を除く大学法人の平均値 86.9%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（平成 24 年度版））を上回り極めて高い水準にあり、財務状況は健全である。

平成 23 年度末時点で退職給与引当金には要支給額の 100%を引当てている。基本金についても要組入額の 100%を組み入れている。第 2 号基本金については将来を見据えて平成 23 年度組入計画を一部変更した。江古田新キャンパスプロジェクトに向けても、新たに資金の組み入れを行い、プロジェクトを実行するための資金は十分に確保されている。

第 3 号基本金の福井直秋記念奨学基金と演奏活動特別基金へは、基金のより一層の充実を図るため、平成 23 年度に 80 周年記念基金より全額を組み入れ、積み増しをした。

減価償却引当金へは平成 23 年度も例年通り減価償却相当額の組み入れを行った。減価償却累計額に対する減価償却引当金の比率は 83.8%と医歯系を除く大学法人の平均値 19.8%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（平成 24 年度版））を大きく上回っている。

それぞれに組み入れられた引当金は資金運用の原資としているが、この運用に当たっては平成 22 年 4 月に策定した「有価証券の取得及び処分に関する細則」のルールを厳格に守り、元本毀損の事態が生じないよう信用リスクに十分留意しながら、適正に行っている。

また運用実績については年2回公認会計士による会計監査を受け、監事に対しては詳細な説明を行い、理事会へは規則に則り年1回報告を行って、承認を得ている。

以上の点から、財務運営は将来を見据え計画的に、またルールに則り厳格に行っており、確立されている。

III-6-② 安定した財務基盤の確立と収入源の多様化、支出面の見直しによる収支バランスの確保

平成23年度末の本学園の正味資産は十分にあり、かつ借入金等外部負債は一切ない状況である。また、金融資産も十分な資金を保持しており、安定した財務基盤は確立されている。

平成23年度本学の収支については、まず収入面では少子化の影響を受けて、学生生徒納付金収入の減少が続いており、平成21年度に比して14%の減少となった。しかしながら平成22年度に再開した別科は非常に人気が高く、定員を大きく上回る応募者があり、平成22年度は78名、平成23年度は109名の在校生となっている。

補助金収入はここ3年で7%あまり減少し、寮収入、講習会収入、附属音楽教室収入等の事業収入も、平成21年度に比して21%の減少となっている。

一方、資産運用収入はここ3年連続して増加し、収入としては補助金収入を上回り、学生生徒納付金に次ぐものとなっている。平成23年度資産運用収入比率は9.9%で、医歯系を除く大学部門の平均値1.6%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（平成24年度版））に比べ、極めて高い水準にある。外部資金導入の面では、科学研究費補助金が平成22年度は3件、平成23年度9件と件数の増加とともに外部資金も増加している。また受託事業収入も一定額を確保している。

支出面については、ここ数年来全学的に経費節減に取り組み、積極的に経費の見直しを図っている。各部署において経費節減プランを立て、それを着実に実行し、その後実績を評価し、また次の経費節減に繋げていくPDCAサイクルを実践している。その結果印刷コストの見直し、相見積もりの実施、修理の内製化等で平成23年度において総額1,700万円程度の経費節減を行った。

経費全体でも高い教育水準を維持するために必要な予算措置を講じながらも、教育研究経費については、対平成21年度比12%以上削減、管理経費についても、対平成21年度比9.5%削減し、教育研究経費と管理経費を合わせて、ここ3年間で11.3%のコスト削減を達成した。平成23年度の教育研究経費比率は19.8%で、従来と同水準となっている。

人件費についても、着実にその削減を図り、平成21年度からの3年間で約15%減らしたものの、未だ人件費の学生生徒納付金に占める割合は93.4%と極めて高く、学生生徒納付金収入がほぼ人件費に充当されている状況が続いている。平成23年度の人件費比率は65.8%で、これも従来と同水準となっている。

平成23年度の帰属収入から消費支出を差引いた帰属収支差額は収入超過であり、平成19年度以降毎年帰属収支差額はプラスとなっていて、本学園全体としても帰属収支差額は平成21年度から3年連続してプラスであり、収支のバランスは十分に確保されている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

収支のバランスについて、ここ数年入学者数の減少による、学生生徒納付金収入の減少が続いており、今後もこの状況が新キャンパス完成時まで続くとするれば、その間帰属収支差額をプラスに維持していくことは困難が予測される。今後、帰属収支差額のマイナス幅を極力小さくするために、より一層学生募集活動を活発に行い、収入面での多様化を図りつつ、一方で帰属収入に対する人件費率を適正な水準にまで近づける。

経費については教育水準を維持しながらも、経費節減の取り組みを通じて更に節減効果を上げるよう努力する。平成 29 年度以降は、大学が江古田キャンパスに統合されることに伴い、職員数の減少によって人件費の削減を図る。

収入面では引き続き資産運用収入を主体としながら、寄附金収入についても、平成 23 年度の税制改正による税の優遇制度を活用した寄附金募集を積極的に行ってその増収を図る。

Ⅲ-7 会計

《Ⅲ-7の視点》

Ⅲ-7-① 会計処理の適正な実施

Ⅲ-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-7-① 会計処理の適正な実施

昭和 46 年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和 47 年に「武蔵野音楽学園経理規則」（以下「経理規則」という。）を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。

文部科学省通知による会計処理の変更に対しては、経理規則を逐次改訂して対応している。それ以外にも適宜会計処理の見直しを行い、平成 23 年度には、現金保有のリスクを回避するために、経理規則に小口現金交付の細則を設けた。それら改訂した規則を遵守して、経理処理を適切に行っている。

勘定処理において疑問点が生じたり、判断が困難な場合には、内部の判断のみに依拠することなく会計監査人にその都度照会し、回答を得たうえで処理することを励行しており、学校法人会計の考え方に沿った会計処理を的確に行っている。

なお、部門別会計（管理会計）は、会計監査人の監査対象外であるが、日本私立学校振興・共済事業団からの補助金受領にあたっては経費配分で正確性・継続性が求められるため、「学校会計経理処理基準」を定めて、その基準に即した部門別会計を作成している。

会計年度としては、4 月から翌年 3 月までの年 1 回決算であるが、毎月次残高照合を行い、必要に応じて各月次計算書類を出力して照合し、遺漏がないよう、適切な会計処理を行っている。

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を作成するにあたっては、会計監査人の指導も受けつつ学校法人会計基準を完全に遵守している。

Ⅲ-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、平成 14 年度より長谷川公認会計士事務所が担当している。各年度とも、概ね 4 名から 5 名の公認会計士により中間監査が 11 月に 5 日間、期末監査が 4 月から 5 月に 9 日間にわたり、現物監査を主体に厳正に行われている。

それぞれの監査期間中には、2 名の監事も会計監査に立会い監査状況の報告を受けるとともに、活発な質疑応答が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、課員個々の研修による知識の向上を図るとともに、学校法人会計基準、経理規則を十分に理解し、これを遵守して適切に処理していくことを継続していく。特に、平成 27 年度より適用される、新学校法人会計基準の理解を深め、新基準導入・移行に支障の無いよう、十分な準備を行っていく。

また、会計監査の体制は整い確立されているので、引き続き厳正な監査が執行されるよう、協力していく。

基準Ⅳ 自己点検・評価

Ⅳ-1 自己点検・評価の適切性

《Ⅳ-1の視点》

Ⅳ-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

Ⅳ-1-② 自己点検・評価体制の適切性

Ⅳ-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅳ-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の使命・目的を達成するため、平素の教育研究はもとより、教育の成果発表の場としての各種演奏活動を行い、これら演奏活動を通じた国際交流、他大学・他団体・企業等との連携を推進している。また、本学が音楽大学として独自に持っている物的・人的資源を積極的に社会へ提供するなどの取り組みを行っている。これらを踏まえて、平成24年度の自己点検・評価の実施にあたり、自己点検・評価委員会において、基準、基準項目、評価の視点等の検討を行い、本学の使命・目的に基づく独自の基準として、基準Ⅴ「演奏活動」と基準Ⅵ「社会連携」を設定し、それぞれ基準項目および評価の視点を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を行うこととした。

本学独自に設定した自己点検・評価の「基準」「基準項目」「評価の視点」は下表のとおりである。

本学独自の自己点検・評価の基準・基準項目・評価の視点

基準	基準項目	評価の視点
演奏活動	教育の成果の発表の場としての演奏活動	演奏活動の開催目的とその運営・管理
		大学の国際交流推進の重視と交流活動の実施
		演奏活動を通じた他大学、他団体、企業等との連携
社会連携	大学が持っている物的・人的資源の社会への提供	大学施設の開放、公開講座、生涯教育(リフレッシュ教育)等、物的・人的資源を社会に提供する努力
		博物館の整備と適切な運営・管理
		武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

Ⅳ-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価については、本学の学則第1条の2に「本大学の目的及び使命を達成するために、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定めており、大学院学則第5条においても「本学大学院の目的を達成するために、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。そして、これらの学則の規定に基づき、「自己点検・評価委員会規則（以下「委員会規則」という）」および「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項（以下「実施要項」という）」を定めている。

本学における自己点検・評価を総合的に行うための体制として、委員会規則において委員会の組織・運営について定め、実施要項において自己点検・評価の実施組織、実施方法、評価基準、報告書作成の要領等について定めており、本学の教育研究活動及び管理運営等の改善向上を図り、もって本学の教育研究水準の向上、目的及び社会的使命を達成するた

めに、法人理事長の諮問機関として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会（以下「本委員会」という）が次のように組織され、審議することとしている。

〔委員会規則抜粋〕

（組織）

第2条 委員会は、次の委員で組織し、定足数は、全委員の過半数とする。

- (1) 武蔵野音楽大学学長（以下「学長」という。）
- (2) 武蔵野音楽大学部長、図書館長、楽器博物館長および学科長

（審議事項）

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価対象項目に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価の確認・活用に関する事項
- (4) その他自己点検・評価に関し理事長の諮問する事項

2 委員長が必要と求めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

本委員会は、自己点検・評価の実施や、自己点検・評価結果の取りまとめ及び公表等に関する業務を統括している。自己点検・評価は、本学の部・館・室のほか、本学に設置している13の委員会（「学務委員会」、「厚生補導委員会」、「演奏委員会」、「オペラコース委員会」、「奨学生選考委員会」、「課外活動委員会」、「紀要委員会」、「図書館委員会」、「博物館委員会」、「広報委員会」、「FD委員会」、「セクハラ防止対策委員会」、「奨学金返還免除候補者選考委員会」）と14の部会（「有鍵楽器部会」、「管楽器部会」、「打楽器部会」、「弦楽器部会」、「声楽学科部会」、「作曲学科部会」、「音楽学学科部会」、「音楽教育学科部会」、「ヴィルトゥオーソ学科部会」、「音楽環境運営学科部会」、「ソルフェージュ部会」、「外国語部会」、「教養・体育部会」、「指揮部会」）が実施要項に示す評価項目ごとの担当区分に応じ行うこととしている。

平成24年度の自己点検・評価委員会の実施状況は、下表のとおりである。

これにより自己点検・評価を全学的かつ組織的に推進する体制は整備され、適切に実施されている。

武蔵野音楽大学

平成 24 年度自己点検・評価委員会実施状況

回	実施年月日	主 要 審 議 事 項
第 1 回	24. 4.11	「平成 24 年度自己点検・評価の項目等」検討案について
第 2 回	24. 5.31	「平成 24 年度自己点検・評価の項目等」修正案について
第 3 回	24. 6.23	「平成 24 年度自己点検・評価の項目等」修正案について 自己点検・評価報告書のまとめ方について
第 4 回	24. 9.15	自己点検・評価結果(中間)で明らかになった問題点とその改善向上策について
第 5 回	24.10.10	自己点検・評価結果(中間)で明らかになった問題点とその改善向上策について<継続> 「3つのポリシー」検討案について
第 6 回	24.11.17	「音楽学部各学科及び修士課程各専攻の教育目的」検討案について
第 7 回	24.12. 8	「3つのポリシー」修正案について 「音楽学部の目的」検討案について
第 8 回	25. 1.12	「大学の目的・使命」検討案について 「音楽学部(学士課程)及び大学院音楽研究科(修士課程)の教育目的」修正案について 「3つのポリシー」修正案について
第 9 回	25. 2. 9	「音楽学部(学士課程)及び大学院音楽研究科(修士課程)の教育目的」修正案について 「3つのポリシー」修正案について

IV-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

A. 自己点検・評価の実施

本学では、平成 3 年 6 月の大学設置基準の改正に伴い、平成 5 年に委員会規則を制定し、そのもとに本委員会を発足させた。当初は各事務部課が中心となって過去 3 ヶ年度にわたる教育研究活動の概略を取りまとめることからスタートさせた。その後、本委員会は、この実施要項に基づく自己点検・評価を平成 12 年度から平成 13 年度を対象として行い、平成 14 年度に「武蔵野音楽大学自己点検・評価報告書（平成 12・13 年度）」としてまとめた。さらに平成 16 年 4 月の学校教育法の改正により、認証評価機関の評価を受けることが義務化されたことに併せ、平成 14 年度、15 年度、16 年度を対象として自己点検・評価を行った。この自己点検・評価は本学が定める評価基準に代えて、認証評価機関の評価基準に基づき行った。

本学は、平成 20 年度に日本高等教育評価機構の第 1 回目の認証評価を受審することとなり、平成 18 年度を対象とした自己点検・評価を行った。これに続いて、平成 24 年度にも新たな基準項目によって自己点検・評価を行った。

B. 学生による授業評価アンケートの実施

このほか、自己点検・評価活動の一環として、学生による授業評価アンケート調査を行い、それぞれ公表した。

授業評価アンケート調査の実施状況は、下表のとおりである。

授業評価アンケート調査実施状況

実 施 時 期	アンケート対象	対 象 授 業
平成 15 年度	学部全学生	クラス授業
平成 16 年度	大学院全学生 学部全学生	レッスン授業
平成 19 年度		クラス授業、レッスン授業
平成 22 年度		クラス授業
平成 23 年度		レッスン授業

C. 専任教員の教育研究業績一覧の編集

同じく、自己点検・評価活動の一環として、平成 15 年度に、全専任教員の研究業績一覧（演奏・研究・教育業績、社会貢献を含む学外活動、経歴、受賞歴、研修歴等）を刊行し、その後この内容を改訂補足し、平成 20 年に「専任教員の教育研究業績一覧」（第 2 版）を刊行し、公表した。

以上、本学は、平成 16 年度に自己点検・評価が義務化された以降、その周期にはバラツキはあるが今回を含めて 3 回の自己点検・評価を行うとともに、自己点検・評価活動の一環として 5 回の学生による授業評価アンケート調査の実施、専任教員の教育研究一覧の編集を行ってきたことは適切である。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境は逐年変化し、また厳しくなっている。他方、大学に対する社会からの要請や期待はますます高くなってきているとともに多様化してきている。

いかなる状況、環境におかれても、高等教育機関として教育研究水準の向上と質の保証を図っていかなければならない。

このため、本学は今後、認証評価機関が定める基準のほか、本学の使命・目的に基づく独自の基準に加えて、環境の変化、社会の要請・期待に応ずる基準・基準項目・評価の視点を検討し、必要に応じて新たな基準・基準項目・評価の視点を設定し、適切に自己点検・評価を行うこととする。

IV-2 自己点検・評価の誠実性

《IV-2 の視点》

- IV-2-① 根拠資料に基づいた透明性の高い自己点検・評価
- IV-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- IV-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 事実の説明及び自己評価

IV-2-① 根拠資料に基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価の準拠となる実施要項において、基準・基準項目・評価の視点のほか、点検および評価の際に必要な根拠文書を基準項目ごとに明示しており、この実施要項に準拠した透明性の高い自己点検・評価を行っている。

IV-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は中小規模の単科大学であることから、各種調査・データ収集および分析は、所掌する部署、必要に応じ関係する部署相互の連携・協力により行い、各種資料やこれら进行分析して得られた情報は、主として紙媒体および可搬記憶媒体（USB メモリー等）によって扱っており、部署間相互に情報の活用は十分に行われている。

IV-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学における自己点検・評価結果をはじめ関連する情報の公表の方法としては、紙媒体による配布・閲覧、可搬式記憶媒体（CD）の配布、本学ホームページ掲載による公表があり、これまで行ってきた自己点検・評価や学生による授業評価アンケートの結果、専任教員の教育研究業績一覧については、これらの方法をもって学内外に公表してきた。

平成 24 年度の自己点検・評価報告書については、本学ホームページに掲載することを予定している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

学校教育法第 109 条に、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されている。

この規定は、自己点検・評価を行い、その結果を後の改善向上に結びつけることにより教育研究水準の向上を図ることが主たる目的であるが、併せて社会的責務としてステークホルダーに対して現状を発信することも必要であることを示している。

したがって、その内容は根拠文書を用いた客観的な分析に基づくものでなければならず、かつ平易な表現・語句を用いて簡潔に記述し、誰もが理解できるものを作成し、今後とも公表していく予定である。

IV-3 自己点検・評価の有効性

《IV-3 の視点》

IV-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 事実の説明及び自己評価

IV-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本委員会において審議する事項は、委員会規則第 4 条に定められており、第 3 号には「自己点検・評価の確認・活用に関する事項」と規定されている。また、実施要項第 2 条に委員会と部会の役割として、それぞれの委員会・部会は各分掌に関わる分野について、問題点、改善案および意見等を検討した「会議開催記録」を本委員会の求めに応じて提出すること、同第 3 条に、本委員会は必要に応じて重要な研究課題、改善点等については、教授会、大学院研究科委員会、さらには理事会へ提言しその審議を受けるものと規定されている。

自己点検・評価の結果については、実施要項第 8 条において、「本委員会は、各委員会等が実施した自己点検・評価の結果をとりまとめ、自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告するとともに、学内外に公表するものとする。」と規定し、同第 9 条に、「学校法人武蔵野音楽学園理事長及び本学学長は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善が必要と認められるものについては、適切な改善措置を講じるものとする。」と規定されている。

平成 24 年度に実施した自己点検・評価において、平成 24 年 9 月の段階での自己点検・評価結果の中間報告として「自己点検・評価の結果明らかになった問題点とその向上策」

が各担当部署から自己点検・評価委員会に報告され、このうち、

- ①「学部各学科ならびに大学院修士課程各専攻の教育目的の明確化」、
- ②「3つのポリシーの明確化」、
- ③「自己点検・評価結果の中期計画への反映」

については、その後直ちに検討がなされた。

また、「学部各学科ならびに大学院修士課程各専攻の教育目的の明確化」の検討過程で、「大学の使命・目的」の見直しが提起され、修正案については自己点検・評価委員会、教授会、研究科委員会での審議を経て、平成 25 年 2 月の理事会で承認され、大学学則の改訂に至り、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

更に、中期計画については、平成 24 年 9 月の自己点検・評価委員会での自己点検・評価結果の中間報告に先立ち、平成 24 年 8 月 1 日に「学校法人武蔵野音楽学園中期計画策定委員会」（以下「中期計画策定委員会」という）を設置し、自己点検・評価の結果をも反映した計画を策定すべく検討を始めた。中期計画策定委員会および作業小委員会（中期計画策定委員会の下部組織）の実施状況は、下表のとおりである。

中期計画策定委員会実施状況

回	実施年月日	主 要 審 議 事 項
第 1 回	24. 8. 6	学園中期計画策定のための組織について 学園中期計画策定の考え方について 学園中期計画の骨子（目的、対象期間、計画の構成）について 学園中期計画のイメージ（計画本文、計画表）について
第 2 回	24. 8.31	学園中期計画の考え方（修正案）について 学園中期計画の骨子（目的、対象期間、計画の構成）（修正案）について 学園中期計画の骨子（目的、対象期間、計画の構成）（修正案）について 学園中期計画のイメージ（計画本文、計画表）（修正案）について
第 3 回	24.12.11	学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分について 学園中期計画の作成要領について
第 4 回	24.12.18	学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分（修正案）について 学園中期計画の作成要領（修正案）について

作業小委員会実施状況

回	実施年月日	主 要 審 議 事 項
第 1 回	24.12.25	学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分について 学園中期計画の作成要領の細部について
第 2 回	25. 1. 8	学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分について 学園中期計画の作成要領の細部について

その他の事項については、平成 25 年度中の決定を目途に、現在検討を継続しているところである。

以上から、自己点検・評価の結果は、法人と大学において共有が図られるとともに、全学的に共有とその活用ができる仕組みとなっており、自己点検・評価の活動が報告書の作成をもって終わらせることなく、改善・向上のための次のステップへとつながる PDCA サイクルの仕組みは確立している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果、改善を必要とする事項について、短期的な検討・措置で改善できるものと中長期的な視野に立って検討・措置が必要なものとに区分し、中長期的な検討が必要な事項については、現在作成に向けて取り組んでいる「中期計画（仮称）」に取り込み、その位置づけを明確にするとともに、改善への目標の設定、目標達成のための実施事項とスケジュール等を計画し、その進捗状況を管理しつつ必要に応じ計画の修正を行い目標を達成していくことで、自己点検・評価と改善を結びつけ、PDCA サイクルを機能させていき、もって法人の管理運営および大学の教学運営に着実に反映させていく。

基準 V 演奏活動

V-1 教育の成果発表の場としての演奏活動

《V-1の視点》

V-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営

V-1-② 大学の国際交流の重視と交流活動の実施

V-1-③ 演奏活動を通じた他大学、他団体、企業等との連携

(1) 事実の説明及び自己評価

V-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営

A. 学生による演奏会

演奏家の育成においては、演奏技能の錬磨と音楽性の育成の二つの側面がある。従ってレッスンによるトレーニングはもとより、学修成果の発表機会としての演奏体験を積み重ねることは極めて重要なことである。さらに、聴衆を前にしての演奏体験は、演奏技能、音楽性を併せた総合的な音楽能力の育成に大きな効果があるので、学生をその学修成果の発表の場としての演奏会に出演させるため、本学では独奏、合奏・合唱、そのほか様々な演奏形態による学修成果発表の機会を数多く設けている。

学生の自主的な発表から、授業等の成果発表、成績優秀者による演奏会まで多様な形態で実施しており、学生の意欲、達成度（学年）、習熟度に応じた出演が可能となっている。また、2年次以降の前期実技試験については一部を除き公開（演奏会形式）としている。これらの出演機会は日々の修学意欲を継続・向上させる意味からも極めて重要である。

平成24年度に開催した主な演奏会等は以下のとおりである。

- ①卒業演奏会
- ②選抜学生によるコンサート（ピアノ専修、声楽専修、管楽器専修、打楽器専修、弦楽器専修）
- ③ニュー・ストリーム・コンサート
- ④ミューズ・フェスティバル（学生演奏）
- ⑤シンフォニック ウィンド オーケストラ演奏会（定期公演）
- ⑥ウィンドアンサンブル演奏会（定期公演、地方公演）
- ⑦管弦楽団演奏会（定期公演、地方公演及び海外公演）
- ⑧管弦楽団合唱団演奏会（定期公演）
- ⑨オペラ公演（ダブルキャストによる4公演）
- ⑩オペラコース試演会
- ⑪グループ・コンサート
- ⑫授業研究発表（合奏、合唱、重唱、室内楽、伴奏法、作曲作品発表等）

上記演奏会等は主としてベーターヴェンホールをはじめとする本学の施設において実施しているが、一部の大規模な演奏会、演奏旅行については東京都内のほか、日本各地の著名な音楽ホールにおいて実施している。

これらの演奏会等の開催については「演奏委員会」「オペラコース委員会」を中心に企画立案し、大学運営委員会、教授会の審議を経て学長の承認を得たのち、理事長が決定し

ている。その事務・運営は演奏部が担当している。また、演奏旅行に際しては本学の同窓会組織をはじめ地域の教育委員会および音楽・教育関連団体の協力を得て実施している。

B. 教員等による演奏会・公開講座

音楽家の養成においては、演奏家はもとより、作曲家、音楽学者、音楽教育者、音楽マネージャー等演奏を主としない者についても、豊かな音楽性を身に付けさせることが重要である。

また、音楽性の涵養には良質の演奏に触れさせることが基本であり、このため本学では「武蔵野音楽大学公開講座シリーズ」をはじめとする本学の教員等による演奏会・公開講座を多数開催し、本学学生には無料で公開している。

V-1-② 大学の国際交流推進の重視と交流活動の実施

A. 海外からの演奏家、教育者、研究者、演奏団体の招聘

本学においては西洋音楽の教育研究が中心となっていることから、欧米各国との交流を推進し、教育研究に反映すべく種々の取組を行ってきた。とりわけ、毎年多数開催している欧米各国の著名な演奏家による演奏会・公開講座は本学の国際交流の特色を端的に示すものである。

また、これまでにリスト音楽院、ジュリアード音楽院、国立台北芸術大学等、海外の著名な音楽大学又は音楽学部の学生による演奏団体を招いており、演奏会を実施するとともに学生間の交流を行っている。これにより本学の学生は世界の音楽大学の現状を知り、その後の研究活動に役立てている。

B. 海外公演の実施

本学では昭和 52 年の管弦楽団ドイツ公演を皮切りに、管弦楽団、ウィンドアンサンブル、室内合唱団の海外公演を実施してきた。公演地はドイツ、オーストリア、ハンガリー、アメリカ、台湾の主要都市であり、その実施は 14 回を数える。

西洋音楽を学ぶ者にとって、その発祥の地での演奏経験は極めて貴重な体験であり、参加学生のその後の研究活動の糧となることは言うまでもないが、本学の教育研究の成果発表という側面からも、現地での評価はその後の本学における教育研究活動の方向性を考える上で重要な示唆を得るものである。

C. 国立台湾師範大学との国際交流協定の締結

ともにアジアにあって西洋音楽を中心に教育研究する両大学が、交流を通じて協力し合い、互いの教育研究に生かしていくために平成 23 年 11 月 8 日国際交流協定を締結した。これにより今後継続的に交流事業を実施することとなる。

V-1-③ 演奏活動を通じた他大学、他団体、企業等との連携

A. 地域との文化振興への貢献

大学キャンパス所在地である東京都練馬区および埼玉県入間市、またその他近隣の自治体と音楽文化振興に関する協力について継続的に検討の場を設けており、種々の事業を実

武蔵野音楽大学

施している。地域における演奏活動は地域の文化振興への寄与、学生の研究成果発表の機会、大学の教育研究活動への理解のそれぞれの側面から重要な意義を持っている。近年継続的に実施している代表的な取組は下表のとおりである。

地域における演奏活動状況

連携・協力先	取組	実施内容
練馬区	公開講座 (練馬区共催)	対象は練馬区民、本学のホール等を会場として実施。毎回特定のテーマに基づいて本学講師による講座を行う。
練馬区	本学公開講座シリーズへの優待(3公演)	通常一般の来場者は入場料¥1,000としているが、練馬区民(限定数)には¥500の優待としている。
入間市	入間市市民コンサート	本学管弦楽団演奏会を入間市社会教育課の主催で実施。(入場無料)
中野区	なかのふれあいロビーコンサート	中野区役所ロビーにおける武蔵野音楽大学学生によるフルート四重奏
江古田北口商店会	江古田北口商店会ファミリーコンサート	武蔵野音楽大学学生による室内楽(木管五重奏、サクソフォーン四重奏、声楽)

B. 文化施設・文化団体との連携

音楽ホールを中心とした文化施設、芸術団体、企業等との連携による活動も活発に行っている。これらの活動は本学の教育研究活動の発表と社会に対する音楽文化振興の意義を併せ持つものである。

主な文化施設・文化団体との連携状況は、下表のとおりである。

文化施設・文化団体との連携状況

連携・協力先	取組	実施内容
東京芸術劇場	シアターオペラ	コンサートホールステージを使ったオペラ公演。管弦楽は読売日本交響楽団が担当。これまでにマスカーニ「イリス」「カヴァレリア・ルスティカーナ」、ビゼー「カルメン」の公演で本学が合唱を担当。一部のリハーサル会場として本学の施設を提供。
桶川市文化会館	武蔵野音楽大学室内管弦楽団公演	平成24年度より武蔵野音楽大学室内管弦楽団の定期公演を桶川市文化会館の主催事業として実施。
公益財団法人アフィニス文化財団	JTアフィニスホール「アフタヌーンコンサート」	オフィス街のランチタイムのクラシックコンサートとして定着している。本学からは年2回、主に器楽、声楽のアンサンブルが出演している。
読売新聞埼玉県西部読売会	「真夏の夜のコンサート」 「クリスマス・コンサート」	所沢ミューズ・アークホールにて主に読売新聞の読者を対象に、毎年8月と12月に開催している。本学から教員、卒業生、学生が出演している。
サントリーホール	レインボウ21「サントリーホールデビューコンサート」	サントリーホールの主催で行われる、音楽大学の学生による演奏会企画のコンペティション。優れた企画が採択、同小ホールにて実施される。本学の企画はこれまでに5回採択された。
国際バラとガーデニングショウ実行委員会	「国際バラとガーデニング・ショウ」	毎年埼玉西武ドームにて行われるイベント。平成23年よりオープニングセレモニー、アトラクション等に学生による演奏で協力している。

C. 他大学とのコラボレーション

平成 18 年以降、文化学園大学現代文化学部国際ファッション文化学科の卒業イベント（ファッションショー）において、本学の器楽及び声楽専攻の学生が音楽演奏を担当している。この企画は本学と文化学園大学との学生同士のコラボレーションとして実施しており、専門の異なる学生同士が協力し作品を作り上げる過程において、幅広い芸術性を実体験を通じて養うことのできる絶好の機会となっている。

その年ごとのテーマに基づき、数回の意見交換等を経て演奏曲目が決められる。演奏指導には本学教員が、準備調整段階では演奏部が支援し、例年 3 回の公演が行われる。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

音楽大学における演奏活動を教育研究の成果発表の場と捉えた場合、演奏発表が平素の修学上の強い動機となることは明白であるが、当然のことながら成果発表のためには十分な研究期間が必要である。また、演奏発表に際しては周到な準備・練習、極めて高い集中力が要求される。これらのことから、発表の頻度において、学生への他の授業を含めた修学上の負担が過剰とならないよう考慮する。

大学においては演奏以外の音楽専門科目および一般教養科目を含め、バランス良く修学させることが重要であり、演奏発表のみが修学上の目的とならないよう配慮する。

公開の演奏では、一定水準以上の演奏レベルが求められることから、一部の学生に演奏の機会が集中する傾向がある。より多くの学生に学年や習熟度に応じた演奏発表の機会が与えられるよう検討する。

研究活動としての演奏においては、その結果のフィードバックが重要である。その場の聴衆の反応を感じとり、教員・友人等からの批評を受けることにより演奏者自身の向上につなげていく。このサイクルを実現するためにはより多くの聴衆を得ることが欠かせない。そのために聴衆を動員する方策をさらに検討する。

基準VI 社会連携

VI-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《VI-1の視点》

- VI-1-① 大学施設の開放、公開講座、生涯教育（リフレッシュ教育）等、物的・人的資源を社会に提供する努力
- VI-1-② 博物館の整備と適切な運営管理
- VI-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

(1) 事実の説明及び自己評価

VI-1-① 大学施設の開放、公開講座、生涯教育（リフレッシュ教育）等、物的・人的資源を社会に提供する努力

A. 大学施設の開放等物的資源の提供

a. コンサートホールの開放

本学は江古田キャンパスと入間キャンパスに3つのコンサートホール、パルナソス多摩に1つの合計4つのコンサートホールを備えている。これらのホールについては主として全国の教育関係機関、音楽団体等が企画する演奏会、研究発表会、学会、講演会、中・高等学校吹奏楽コンクールの練習等、また映画撮影などの要請に応じて、本学の教育研究に支障のない限り使用を認めている。特に中学生・高校生の利用においては、本学の本格的なコンサートホールでの演奏が彼らの貴重な体験になると教育関連機関からも評価されている。

b. 楽器博物館

「武蔵野音楽大学楽器博物館」（博物館相当施設）は江古田・入間両キャンパスの展示施設に加えて、パルナソス多摩に展示室を設けそれぞれに所蔵資料を展示し、一般にも無料で公開している。なお、平成24年度以降は、平成28年度末に完成予定の江古田新キャンパスプロジェクトに伴う工事のため、この間、江古田キャンパスでの展示を取りやめ、一部の資料を入間展示施設において公開することとしている。

B. 人的資源の提供

社会に対する人的資源の提供としては、教員・学生等による演奏会、オペラ公演、公開講座、研修講座等、社会人教育等を活発に行っており、これらは生涯学習の観点から極めて意義のあるものであり、音楽大学の特性を生かした多彩な内容となっている。詳細は以下のとおりである。

a. 演奏会（管弦楽団、吹奏楽団、合唱団）

両キャンパスにおいて授業の一環として編成されている吹奏楽団、管弦楽団、合唱団は、毎年定期的に演奏会を行うほか、昭和52年以降、全国の教育関係機関、同窓会支部等との連携により、国内演奏旅行を実施している。

平成24年度の主な公演および演奏旅行の実施状況は、下表のとおりである。

武蔵野音楽大学

主な公演および演奏旅行（平成 24 年度）

区分	公演	会場	開催日
吹奏楽	ウィンドアンサンブル演奏会	東京オペラシティ コンサートホール	7月13日
		東京オペラシティ コンサートホール	12月18日
	ウィンドアンサンブル 演奏旅行	熊本県立劇場 コンサートホール	7月7日
		長崎ブリックホール (大ホール)	7月8日
	コンサートバンド演奏会 (ミュージックフェスティバル)	ベートーヴェンホール	10月20日
	シンフォニック ウィンド オーケストラ	バッハザール	11月9日
管弦楽	室内管弦楽団演奏会	バッハザール	6月29日
	管弦楽団演奏会	東京オペラシティ コンサートホール	9月10日
		横浜みなとみらいホール	9月11日
	管弦楽団演奏旅行 (ドイツ公演)	ロイヤルハレ (ヴォルフラーツハウゼン市)	9月23日
		ヘラクレスザール (ミュンヘン市)	9月26日
		オーベルフェルツハレ (シュヴァンドルフ市)	9月28日
	管弦楽団演奏会 (ミュージックフェスティバル)	ベートーヴェンホール	10月28日
管弦楽団演奏会 (入間市市民コンサート) ※入間市連携事業	バッハザール	11月18日	
管弦楽・合唱	管弦楽団合唱団演奏会	バッハザール	11月28日
		東京オペラシティ コンサートホール	11月30日

b. オペラ公演

本学では声楽学科において特にオペラ研究を目的としたオペラコースを開設している。同コースの履修学生による研究発表の場として毎年定期的にオペラコース試演会を行っている。さらに、本格的な衣裳・照明・舞台装置によるオペラ公演（本公演）を、原則3年毎に本学コンサートホールにおいて実施している。特に本公演は本学教員と選抜された学生のほか、内外で活躍するオペラ歌手、演出家等を交えての公演であり、わが国におけるオペラ振興・普及活動の一翼を担うものである。

このオペラ公演は、江古田キャンパスの演奏ホール（ベートーヴェンホールおよびモーツァルトホール）で開催し、地域からの来場者を含め多くの市民が鑑賞しており、地域文化の振興にも貢献している。

平成21年から平成24年までのオペラコース試演会およびオペラ公演は下表のとおりである。

武蔵野音楽大学

オペラコース試演会およびオペラ公演（平成 21 年～24 年）

年度	演目・会場		開催日
平成 21 年度	本公演	W.A.モーツァルト 《コジ・ファン・トゥッテ》 (BH)	4月29日・30日 5月2日・3日
	試演会	W.A.モーツァルト 《ドン・ジョヴァンニ》 (MH)	11月17日
平成 22 年度	試演会	W.A.モーツァルト 《フィガロの結婚》 (MH)	11月16日
平成 23 年度	試演会	G.ロッシーニ 《チェネレントラ》(抜粋) G.ドニゼッティ 《愛の妙薬》(抜粋) (MH)	11月15日
平成 24 年度	本公演	W.A.モーツァルト 《魔笛》 (BH)	4月29日・30日 5月2日・3日
	試演会	G.ヴェルディ 《ファルスタッフ》 G.プッチーニ 《ラ・ボエーム》 《ジャンニ・スキッキ》 (MH)	11月16日

凡例 BH：ベートーヴェンホール MH：モーツァルトホール

c. 公開講座

学生・教職員の教育研究に資するため、内外の著名な演奏家・指導者・研究者等による公開講座を江古田・入間両キャンパスにおいて毎年継続的に企画・開催している。これらを広く一般にも公開し、学外の研究者、指導者の研修・研鑽、また一般の音楽愛好家に対しての生涯学習の機会を提供している。

平成 24 年度に実施した主な公開講座は下表のとおりである。

主要公開講座

講座名称等	会場	開催日
ヘトヴェイヒ ビルグラム オルガン・リサイタル	BH	5月21日
ローランド セントパリ チューバ・コンサート&マスター・クラス	MH	5月23日
グレゴリー フェイギン&エレナ アシュケナージ デュオ・リサイタル	BH	5月24日
ヘトヴィヒ ビルグラム チェンバロ公開講座	MH	5月31日
エレナ オブラスツォフ メゾ・ソプラノ・リサイタル	BH	6月8日
カールマン ベルケシュ 室内楽のタベ	BH	6月21日
武蔵野音楽大学室内合唱団演奏会 指揮：ヴィンフリート トル	BH	10月5日
インゴ ゴリツキー オーボエ公開セミナー	447室	10月17日
インゴ ゴリツキー オーボエ・リサイタル	BH	11月1日
20, 21世紀の音楽 公開マスタークラス ～アリベルト ライマン氏を迎えて～	MH	11月2日
イリア イーティン ピアノ・リサイタル	BH	11月29日

凡例 BH：ベートーヴェンホール MH：モーツァルトホール

d. 弦楽器クリニック／木管・金管・打楽器クリニック

弦楽器、管打楽器を学んでいる全国の中高生を対象としたクリニックを毎年各2回合計4回開催している。弦楽器クリニックでは楽器ごとに〈スキルアップ〉と〈受験〉、木管・金管・打楽器クリニックでは〈アンサンブル〉と〈受験〉の2コースを設け、受講者の目的や習熟度に応じ、本学教員がきめ細やかな指導を行っている。平成24年度の参加者数は、合計232人である。

C. 現職教員の資格取得等の支援「免許法認定講習」「免許状更新講習」

本学では昭和50年度から平成24年度まで38年間にわたり、毎年夏期休暇中の12日間、現職の教員を対象とした「免許法認定講習」を開講している。これは教育職員免許法に従って文部科学大臣が認定する講習として行っているものであり、音楽の上級免許状の取得、または新たな音楽の教職免許状を取得のための単位授与を目的としている。音楽の教科に関する科目および音楽の教職に関する科目の合計7科目を開講し、現在はこの中から2科目4単位までを履修することができる。平成24年度の受講者数は延べ32人である。

また、平成21年から施行された教員免許状更新制度により、同じく文部科学大臣が認定する講習として、「免許状更新講習」を開講している。本学の平成24年度は、必修科目2講座、選択科目23講座を開講しており、受講者数は延べ1,160人である。

D. リフレッシュ教育

a. 社会人のための夏期研修講座

毎年夏期休暇中の3日間にわたり、社会人を対象とした「夏期研修講座」を実施しており、音楽文化の普及・向上のため、本学教員を講師として、時代に即した内容の講座を開講している。平成24年度は15講座を開講し、受講者数は延べ476人である。

b. 武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ

本サマースクールは、プロの音楽家や音楽研究者を目指す人たちのために、社会に広く機会を提供するものである。世界的に著名な音楽家を招聘し、平成7年度以降（平成23年度を除く）毎年、夏期に11日間にわたり開催している。平成19年度および平成20年度には「文化庁芸術団体人材育成支援事業」に採択された。平成24年度までの受講者は、海外からの受講者を含め延べ2,138人を数える。

c. パルナソス エミネンス（特修科）と別科再開

平成6年度から平成22年度まで、音楽大学卒業相当以上の能力を有する者を対象とした9ヶ月間のコースを特修科としてパルナソス多摩に開設し、社会人のための学びの場としてきたが、平成24年度の別科生募集再開に伴い、別科がさらにカリキュラムの拡充を果たすとともにその教育機能を高度化し吸収するに至ったため、特修科の募集を平成24年度から停止した。

別科の教育研究状況については、Ⅱ-2-③「別科の設置目的と目的に沿った管理・運営」で述べているとおりである。

VI-1-② 博物館の整備と適切な運営管理

武蔵野音楽大学では、昭和 28 年以来、古今東西の楽器、楽器附属品および音楽に関連した装置・器具類等の収集を続け、昭和 35 年より江古田キャンパス「楽器陳列室」内にこれらの資料を保管し、教育研究に供してきた。さらに学内のみならず一般に対してもこれらの資料を公開する目的で、昭和 42 年に楽器陳列室を改組し「武蔵野音楽大学楽器博物館(以下「博物館」という。)」として開館した。また昭和 53 年には入間キャンパスに、平成 5 年にはパルナソス多摩に、それぞれ楽器展示施設、展示室を開設し、今日に至っている。

A. 資料数・資料の価値

博物館の大きな特徴は所蔵資料の幅広さと豊富さにあり、平成 24 年 5 月 1 現在の資料数は楽器 3,754 点、楽器附属品 560 点、装置・器具類 176 点、その他音楽関係資料 943 点の計 5,433 点で、これは楽器博物館としてわが国最大の規模である。

代表的な資料としては「クララ・シューマン自身が愛用したグランドピアノ」「ナポレオン ボナパルトの使用した帽子型のアップライトピアノ」「ヤンコ型鍵盤のアップライトピアノ」等、西洋音楽史上また、邦楽、民族音楽の分野においても極めて貴重なものを多数含んでいる。

B. 資料の整理

博物館では、膨大な資料の情報を独自の整理システムを開発、利用してデータベース化している。このデータベースには、名称、製作者名、製作地、製作年、寸法といったデータをはじめ、写真、入手経路等を一括管理している。

VI-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

A. 武蔵野音楽大学と全国都道府県に所在する同窓会支部との連携による演奏会・公開講座

全国に広がる同窓会組織は母校の支援を活動趣旨とするが、同時に本学の卒業生が卒業後も研究や演奏活動を継続する場として、重要な意義のある組織となっており、地域の文化発展にも大きく関わる組織でもある。本学では全国各地の同窓会支部との連携により、各地域の音楽文化発展の一翼を担うべく講師・演奏者等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。

また、本学における教育研究活動の公開、成果発表の場としても重要な、オーケストラ、ウィンドアンサンブルの地方公演、各地での学校説明会等を同窓会との連携により積極的に行っている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）

本学における教育研究活動は、在学生に対する教育、教員自らが行う研究活動が中心であることは言うまでもないが、生涯教育の場として機能することもまた高等教育機関が担うべき役割として社会から求められている。これまでも、本学が実施した公開講座や演奏会において、幅広い世代の来場者を迎えているが、今後はさらに社会からの要請が高まる

ことが予想される。これらの要請に答えるべく、本学は音楽という特定の分野において地域、社会に対してどのような貢献が可能であるかを模索しつつ、これまでの企画を継続・発展させ、教育関係機関、自治体、卒業生との一層の連携を図っていく。